

令和元年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第4号）

令和元年9月11日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（17名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 片桐文夫 | 2番 | 平山清海 |
| 3番 | 遠藤保明 | 4番 | 林晴道 |
| 6番 | 米本弥一郎 | 8番 | 宮内保 |
| 9番 | 高木寛 | 10番 | 飯嶋正利 |
| 11番 | 宮澤芳雄 | 12番 | 伊藤保 |
| 13番 | 島田和雄 | 15番 | 伊藤房代 |
| 16番 | 向後悦世 | 17番 | 景山岩三郎 |
| 18番 | 木内欽市 | 19番 | 佐久間茂樹 |
| 20番 | 高橋利彦 | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | |
|--------------|-------|--------|------|
| 市長 | 明智忠直 | 副市長 | 加瀬正彦 |
| 教育長 | 諸持耕太郎 | 秘書広報課長 | 山崎剛成 |
| 行政改革 推進課長 | 井上保巳 | 総務課長 | 伊藤憲治 |
| 企画政策課長 | 小倉直志 | 財政課長 | 伊藤義隆 |
| 税務課長 | 石毛春夫 | 市民生活課長 | 遠藤泰子 |

| | | | |
|---------|------|-----------|------|
| 環境課長 | 木内正樹 | 保険年金課長 | 在田浩治 |
| 健康管理課長 | 遠藤茂樹 | 社会福祉課長 | 仲條義治 |
| 子育て支援課長 | 石橋方一 | 高齢者福祉課長 | 浪川恭房 |
| 商工観光課長 | 小林敦巳 | 農水産課長 | 宮内敏之 |
| 建設課長 | 加瀬博久 | 都市整備課長 | 加瀬宏之 |
| 下水道課長 | 丸山浩 | 会計管理者 | 多田英子 |
| 消防長 | 川口和昭 | 水道課長 | 宮負亨 |
| 庶務課長 | 栗田茂 | 学校教育課長 | 加瀬政吉 |
| 生涯学習課長 | 八木幹夫 | 体育振興課長 | 花澤義広 |
| 監査委員局長 | 伊藤義一 | 農業委員会事務局長 | 赤谷浩巳 |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|-------|------|
| 事務局長 | 高安一範 | 事務局次長 | 池田勝紀 |
|------|------|-------|------|

開議 午前10時 0分

○議長（向後悦世） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（向後悦世） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 飯 嶋 正 利

○議長（向後悦世） 通告順により、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（10番 飯嶋正利 登壇）

○10番（飯嶋正利） おはようございます。

先日、台風15号がこの千葉県に襲来いたしました。甚大な被害が出ております。今なお停電に苦しんでいる方もたくさんいらっしゃいます。国・県併せて迅速な復旧に努めていただきたいなというふうに考えております。よろしく願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

令和元年第3回定例会におきまして、一般質問の機会をいただきありがとうございます。ただいまより一般質問を始めます。

今回、私は大きく3点、12項目の質問をいたしたいと思います。

大きな1点目、道路標示についてということで、先日、私の近いところで納涼会などをしていたところ、市内の運送業者の方に停止線などいろいろなところで見えないところがありある。警察の人にとめられたけれども、見えないじゃないかというふうな話がされたということで、それについてどういうふうになっているのかなど。市のほうで管轄外ですが把握

しているところをお教えいただきたいなと思います。

第2番目、標識以外で、これも管轄外になると思いますが、市で把握している危険箇所。今回、台風で歩道の田んぼなんかの実際倒れたんですね、ああいうところも自動車が突っ込んだように倒壊しているところもあります。私は、足川なんですけど、富浦に行くまでの間にも2か所、大きく田んぼのほうに落ちているところがあります。そういうことも早急に直していただかなければ、ちょっと危険かなというふうに思っています。よろしく願いいたします。

2点目、園芸生産強化支援事業についてということで、1点目、「輝け！ちばの園芸」補助金のうち単独補助金5%について、この事業は県が25%、市は単独で5%をつけております。千葉県も旭市も全国5位の農業生産高を誇っており、そんな中、今後施行業者について、県内に事業所がある、県外にある、そういうのは少し分けたほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。これはもちろん私の個人的な考えでなくて、それについてお願いいたします。

3番目、都市計画税についてということで、これは私も議員になってからもう七、八回ずっと質問させていただいております。よろしく願いいたします。

1点目、この議員の中にも都市計画税払っている人のほうが少ないという感じがいたします。その分、興味も関心も薄いのかなというふうに思います。

都市計画とは、都市計画税とはということでひとつお願いいたします。

2点目、合併後の都市計画事業の総金額と都市計画税の充当額、総額と残りの償還年数についてお知らせいただきたいと思います。

3点目、今後の予定と近隣の状況についてということで、その辺のところも併せてお願いいたします。

4点目、都市計画税の課税について、市の考え方についてということで、市の今かけている現状についてどのように考えているのかということをお知らせいただきたいと思います。

5番目、都市計画マスタープランについて。これはたしか私が議員になったときには、平成28年が目標年度になっていました。その次、気がついたときには31年度に書きかわってました。それが今年です。じゃ、これで今合併後、1ミリたりとも動いていない都市計画の問題について、次に何年先に目標を立てるのかということをお知らせいただきたいというふうに思います。

6番目、都市公園の1人当たりの面積をお知らせいただきたいと思います。

7番目、建築基準法第42条の2項道路について、これも詳しくお願いいたします。

8番目、都市計画に対する広報についてということで、今年6月も旭市の台所ということで広報がありました。これは前にも何回も同じことを言っていると思うんですが、今現在納税者数、1世帯当たりの合計金額などを出していただきたいなと思います。

9番目、都市計画として一体感を持たせるためにはということで、先日、香取市へ勉強会に行っていました。香取市では、一つの香取を目指すということで、5年でこの辺のところ見直しが来ている。旭市に関しては集合体の旭市ではなくて、一本の旭市として目指さないのかということをお聞かせいただきたいなというふうに思っています。

2回目以降の質問は自席でいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、飯嶋議員のご質問に対してご回答を申し上げます。

私からは、大きな1番目の2点につきましてご回答いたします。

まず、1点目の停止線などの道路標示が見えづらくなっている場所について市は把握しているのかという内容だったと存じ上げます。

では、回答でございます。

停止線などの路面標示が消えかかっている場所につきましては、日常的な点検やパトロールのほか、地元からの要望や、小学校単位で行う通学路合同点検の結果などで把握に努めております。

しかしながら、全てを把握することは難しい状況であります。

市民の方々がお気づきになった際には、地元市職員が選任されております行政連絡員や区長へ連絡をいただき、その情報により把握していきたいと考えております。

続きまして、2点目、道路標示以外で市で把握している危険な箇所はあるのかというご質問でございます。

回答です。

道路標示以外の危険箇所につきましては、カーブ付近に設置しているガードレールや道路反射板、さらに見通しの悪い交差点に設置しているカーブミラー、危険箇所を予告する警戒標識などの安全施設を設置している付近が危険箇所となります。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、私のほうからは2番の園芸生産強化支援事業、（1）の「輝け！ちばの園芸」補助金のうち市単独補助事業についてということで、施行業者の県内と県外で上乘せの区分をしてもいいのではないかというふうなことでございますけれども、本市の場合、かなりの金額のほうを支援を行っている関係があります。

そこで、事業については各農家がそれぞれの整備計画に基づきまして業者選定をしているものでございますので、県内、県外の区別によりまして市の補助を変更する予定というのは今のところございませんので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（向後悦世） 都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 私のほうからは、3番の都市計画についてのうち、所管する事項、（1）都市計画、都市計画税とは、次に3番目、今後の予定と近隣の状況について、5番目、都市計画マスタープランについて、6番目、都市公園の1人当たりの面積について、7番、建築基準法第42条第2項の道路について、それと最後に9番目ですが、旭市として一体性を持たせることはできないかについてお答え申し上げます。

初めに、（1）番です。都市計画、都市計画税についての質問のうち、都市計画について、ご質問にお答えいたします。

都市計画は、都市の発展を計画的に誘導し、秩序あるまちを形成することによって市民が健康で文化的な生活を営み、機能的で安全な都市生活を確保することを目的としたまちづくりのルールとなっております。

続きまして、（3）番、今後の予定と近隣の状況についてご回答いたします。

今後の予定ということですが、都市計画について申しますと、現状は旭市総合戦略にもあるとおり、市全体の均衡のとれた計画的な土地利用を進めていくため、都市計画マスタープランの方針を踏まえ、旧旭市地区のみに設定されている都市計画区域を市全体に拡大することが課題となっております。

都市整備課といたしましては、今後とも、従来から引き続き、市全体の秩序ある土地利用と均衡ある発展を図るために市域全域を視野に、都市計画区域の見直しを進めてまいりたいと考えております。

次に、都市計画区域にかかわる近隣の状況であります。

旭市同様、合併があった近隣市町では、香取市が都市計画区域外であった山田、栗源地域を含め、平成28年度に市域全域が都市計画区域として指定されております。

一方、匝瑳市では、合併前より旧八日市場市の区域の一部のみが都市計画区域となっており、現在も旧野栄地区等は指定されておられません。

合併のなかった銚子市は全域が都市計画区域として指定されております。

続きまして、（５）都市計画マスタープランについてお答えいたします。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2により市町村の都市計画に関する基本的な方針として市町村が主体的に策定するもので、今後、市で行うさまざまな都市計画の総合的な指針となります。

都市計画マスタープランは、地域の特性、実情、市民の意見を反映させながら目指すべき都市の将来像を分かりやすく描き、またその実現に向けた方策や施策を明記しております。

それと同時に、旭市マスタープランは、長期的な都市づくりの方向性を示すものであるため、旭市では目標年次を策定年度からおおむね20年後の令和8年としたもので、策定から9年が経過したところでございます。

続きまして、都市公園の1人当たりの面積についてということでお答え申し上げます。

面積についてですが、4月1日時点になりますが、都市公園条例における現在の都市公園の開設面積が39.24ヘクタール、都市計画区域内の人口の3万836人で割り返しますと、1人当たりの面積は10.1平方メートルとなっております。

次に、（7）建築基準法第42条第2項道路についてお答えいたします。

建築基準法では、都市計画区域内で建物を新築したり増改築する場合には、原則として幅員が4メートル以上の建築基準法に定める道路に敷地が2メートル以上接していなければ建築ができないこととなっております。

ただし、幅員が4メートル未満の道路であっても、幅員が1.8メートル以上で建築基準法が適用される都市計画区域が指定された際、旭市では昭和30年10月29日以前に既に建物が建ち並んでいたとして、特定行政庁である千葉県が指定した道路は建築基準法に定める道路とみなされ、道路の中心から2メートルのセットバックをすることにより建築が可能となります。この道路が建築基準法第42条第2項の道路となります。

最後に、9番目になります。旭市として一体性を持たせることはできないのかというご質問にお答えいたします。

先ほど、都市計画マスタープランについて説明いたしましたが、その都市マスタープランは、市の全域を視野に入れた都市計画区域の見直しを想定しているものでありまして、旧3町の区域を含めた地域の整備方針についても示しております。市の一体的なまちづくりを計

画に進めるための基本方針となっております。

また、都市マスタープランは、都市づくりの実現に向けて市民とのパートナーシップ、協働が重要であるとしております。

今後、都市計画区域の見直し等につきましても、市民から幅広い意見を求め、十分なコンセンサスを取りながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 税務課のほうから、大きな3、都市計画についての（1）都市計画税とはと（3）近隣の状況についてお答えをいたします。

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるために目的税として課税されるものです。課税の対象となる資産は、都市計画法による都市計画区域のうち原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋です。ただし、農振農用地は除かれます。

税率は、課税標準額の100分の0.3を限度として条例で定めることとなっており、旭市では100分の0.2となっております。

続きまして、（3）近隣の状況ということで、近隣、銚子市、匝瑳市、香取市の状況についてお答えいたします。

銚子市につきましては、全域が都市計画区域で、税率は0.2%でございます。

匝瑳市につきましては、昭和63年に廃止しております。

香取市につきましては、合併当初、平成18年は旧佐原市が0.3%、旧小見川町が0.2%でした。平成23年度に税率を0.2%に統一かつ課税区域を用途地域、下水道認可区域、都市計画道路沿線に縮小しました。平成28年7月に都市計画区域を市全域に拡大するも、課税区域及び税率については変更しておりません。

以上です。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから3、都市計画について、（2）合併後の都市計画事業の総金額と都市計画税の総額と残りの償還年数について、（8）都市計画に対する広報についてお答えいたします。

まず初めに、（2）合併後の都市計画事業の総金額と都市計画税の総額と残りの償還年数についてですけれども、都市計画税の充当対象となる都市計画事業は、主に都市計画道路整備事業や都市公園整備事業、下水道会計への繰出金となっております。

対象事業の決算額から補助金などの特定財源を除いた一般財源等の額について、平成17年度は年度途中からの決算となりますので、平成18年度から30年度までの総額を申し上げます。

平成18年度から30年度までの都市計画事業の事業費の合計は88億7,461万7,000円で、そこから特定財源分30億2,598万9,000円を引いた一般財源は58億4,862万8,000円となります。これに都市計画事業に係る起債の元利償還金の合計22億9,981万4,000円を加えた81億4,844万2,000円が都市計画事業の充当対象額の総額となります。

対象額の総額に対する都市計画税の充当額は、平成18年度から30年度までの合計で31億9,150万3,000円であり、充当率は39.2%となっております。

都市計画事業に係る起債の償還年数ですが、種類等によって償還年数が異なるため、現時点で発行している起債のうち最も償還完了年度が遅いものを事業ごとに申し上げます。

都市計画道路整備事業に係る起債の最終償還年度は令和10年度で、街路整備事業、谷丁場遊正線分です。

都市計画整備事業に係る起債の最終償還年度は令和12年度で、袋公園整備事業分です。

下水道事業に係る起債の最終償還年度は令和27年度で、下水道事業債分です。

また、都市計画事業債に係る30年度末の起債現在高は45億7,766万円で、交付税算入見込額は24億9,655万2,000円です。

続きまして、8番です。都市計画税納税者1人当たりの納税額ということでございますけれども、収入につきましては2億4,910万7,616円、これは平成30年度です。納税者数が1万7,309人。1人当たりの納税額は1万4,391円となっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） それでは、（4）都市計画税の課税について市の考え方ということでありますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

今までお答えしたとおり、都市計画、まちづくりの基本であるということでございます。

土地利用と均衡ある発展を図っていくためにはどうしても必要なんだろうと思えます。

（1）でお答えしたとおり、都市計画税、目的税でございます、新たな都市計画事業等今実施していないところでもありますけれども、既に事業完了していても過去に旭市で実施した事業の起債に対する償還金、これは今（2）でお答えしたとおり、残っている状況でございます。それらの償還金に充当しているということがございます。

起債の償還期間についても、先ほど申し上げたとおりでありまして、都市計画事業を実施

した以上は、その事業に係る起債の償還についても考えていかなければならないということがございます。都市計画税の課税についても、ぜひご理解いただきたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

市で道路の白線のところ、市でどのくらい把握しておるところがあるんでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、どれぐらいの数があるのかというご質問でございます。

正直言います、数はちょっと把握していない状況です。消えかかっている箇所につきましては、要望等があった場合、その都度、警察、これは規制の対象になりますので、千葉県警本部が管理しておりますので、所管の旭警察署へ連絡をして対応していただいている状況でございますので、数についてはちょっと把握してございません。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） ありがとうございます。

それでは、次です。事故等、そのままあってガードレール等が破損しているところとかあると思うんですね。今回の台風でも標識やいろんなものが負担がいつてます。それについて建設課の対応をお願いいたします。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） それでは、ご質問にお答えします。

事故等で破損した箇所の修復関係でございます。

では、警察や保険会社からの通報、連絡により事故当事者が把握できている場合、こちらにつきましては、速やかに現地の破損状況をこちらで確認を行います。その後、原状復旧の依頼を事故当事者をお願いをさせていただきます。

しかしながら、事故当事者が不明な破損施設につきましては、警察へ被害届を提出した後、

市が安全施設を復旧いたします。後日、事故当事者が判明した場合には、賠償請求を行うこととしております。

また、腐食や経年劣化による破損等を発見した場合は、交通安全施設維持補修予算にて随時市で対応している状況でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） ありがとうございます。

それでは、2点目です。園芸生産強化支援事業についてということで再質問させていただきます。

この事業、始まる前に見積もり合わせとかするんですが、これに対しては、例えば事業者が事業所を持たない、例えばネットだとか、そういったものでも構わないのか。それであっても旭市、全国で5位、618億円の生産を誇っております。やはり業者も少なくなっていると思うんですね。その辺で、やっぱり追い込むわけではないんですが、業者を育てるということも一つ、5位から一歩でも二歩でも上がっていく条件の一つになるのではないかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） ただいま、施行業者が少なくなってきた、そこで業者を育てる面でのというようなことでございますけれども、その辺につきましては、一応県のそういった事業の対象要綱等にはそういった区分というものはございませんので、あくまでも認定農家が補助事業を実施するというようなことで県の実施要領に基づいた中で、各農家がいろんな施行内容だとか業者の実績、実施後のメンテナンス、そういった面を総合的に踏まえた中で業者を選定していただいておりますので、その辺はうちのほうとしては特に業者どこをというふうなことは考えておりません。

そんなわけですから、先ほど1回目で答弁申し上げたとおり、県内、県外の事業区分によりまして補助を変更するというようなことは現在のところ考えていないということでご理解いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 資材なんかも、私たちが農業を始めたときから比べれば、ハウスなども倍以上の値段をしております。ちょっとした母屋が建つくらいの額になっております。

補助の額は、ほとんど何十年か同じレベルで来ています。それであれば、例えば市内の業者を使えばもう5%出るとか、そういったこともご一考いただきたいなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） また、資材が始めたときと比べて倍近く上がっていると。当然単価の制限というものは特に県のほうでそういう現状に合わせた中で設定されております。それで、当然事業に参加する方も昔から比べればかなりの数が増えていらっしゃるというようなことでございます。

ちなみに30年度の実績を申し上げますと、認定農家27軒で、総事業費が2億8,000万円、これに対しまして県の補助が6,778万円、市の上乗せが1,400万円というようなことで推移しております。

それ以前につきましても、かなりの額を市として上乗せをして、農業振興に役立つようにということで予算のほういただいて執行しているような状況でございますので、ここで改めてまたその辺をとというのは、すぐにどうするかという判断はできませんけれども、そういった意見があったということで、うちのほうで予算要望等の中でまたご相談をさせていただきたいということで、ご理解のほうお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） ありがとうございます。ご一考いただければありがたいなというふうに思います。

それでは、市内でも例えば沿岸部、同じ施設があったとしても、沿岸部はやっぱり2度、3度と修理をしなくてはいけないほど、やっぱり腐食が進みます。同じ土俵で補助事業をやっていると、やはり何回も使うようになってしまう。やっぱりそれでは、どうなんだろう、同じ市町村だから分けるわけにはなかなか難しいとは思いますが、沿岸部のほうにリフォームなり事業なり、若干その配分を多くしていただきたいなというふうに考えておりますがいかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、沿岸部のほうについては配分を多くしてはどうかとい

うふうなことでございますが、塩害等による被害の場合につきましても、県の今の事業で園芸施設リフォーム支援型というもので県の補助が25%、市も5%ということで対応しているような状況でございます。

これは、当然要件を満たせば何度でも利用はできますし、限定されたものではございませんので、ある一定の要件を満たしていただければ十分活用するような枠が用意できていると思いますので、その辺で農家のほうにはそういったものを活用のほう、今後も進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） ありがとうございます。ご一考いただきたいと思います。

それでは、3番目、都市計画についてということで、都市計画、都市計画税ということで、非常に都市計画難しい部分があると思います。なかなか口で言われても、一度に把握できるかと言われると、なかなか私も難しい部分があると思います。

税については、具体的に言うと、当市は合併後14年たちました。通常税とは別に、約35億円を徴収を得て道路、下水道、公園などの工事に充てたということでよろしいでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 都市計画税の充当部分ですけれども、先ほど申し上げましたように、街路費、公園費、下水道費、あと元利償還費、こういったものに充てたということでございます。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 合併後、一つ一つの事業を見ていきたいと思いますが、例えば道路、これはほとんど工業団地の外周だとか駅前、県がやった事業、これにも拠出をしております。公園は、都市計画公園法で1人当たりの面積が決まっております。それに基づいて造った公園の一部なんですね。下水道は、旭市のほんの一部です。それなのに、課税は旧旭市全体です。これについてはどうお考えですか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 課税について旧旭市ということで、都市計画税条例によりますと、旧旭市地域全域ということになっておりますので、それで課税しているわけですので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 何か納得できない部分があると思うんですが、それについて条例があるということで、そうじゃないんだと言っても仕方がないんで、次にいきたいなというふうに思いました。

合併後の事業の充当額ということで、びっくりしましたね。道路、公園、下水道も含めて総体の事業費の39%、都市計画税、一般の税金で賄われているというふうな話でした。ここ数年は単年度で46%から47%という年もあります。要は、それだけのものを旧旭市の市民は別個に払っているわけです。

例えば今回21号で34億円という道路が出てきます。これ地元負担になったらびっくりしますよね。同じ4割、できますかという話。その辺についてお考えを伺っておきます。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 質問の趣旨は、この都市計画事業に旧旭市だけが対象になっているということだと思いますけれども、これは先ほど税務課長がお話ししましたけれども、制度の中で都市計画をしいてあるところについては都市計画税を課税すると。その範囲の中でこれを充当するという制度に基づいて行っているというふうに認識しております。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 要は、起債も充てられているわけですから、旧旭市民に借金が乗っているということですよ、起債があるということですから。市民に借金を乗せているということになりますよね。その辺のところ含めてお願いします。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 旧旭市民に借金を背負わせているということになるかということですよけれども、借金を背負わせているというよりも、制度の中でそういった課税の仕方がされているということで、結果的にはそういうふうな形に見えるかもしれませんが、今の都市計画事業の仕組み、都市計画税、そういった仕組みの中でそういった形になっているというふうに考えております。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） この都市計画の税、農村地区にも何の私はメリットはないと思うんです。この課税の根拠を、もう条例で決まっているということなんですけれども、根拠は何な

んですか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 都市計画税の課税の根拠ということで、都市計画税は都市計画事業、または都市計画区域事業に要する費用に充てるために目的税として課税されるということが都市計画法で決まっております。

それに基づいて都市計画事業で交通施設、公共空地、あるいは上下水道等に充てるという、そういうことになっています。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） それでは、3番のほうに進んでいきたいなというふうに思います。

このままこの都市計画、3町に進めるのかということで、今現状として、旧市内の農村部にもかかっています。もちろんこれ課税がありきで進めるんだと思います。その辺のところをお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 今現在の都市計画事業が課税ありきで進んでいるというご質問だったと思います。

先ほど来ご回答しているように、今現在、都市計画事業としては新しい整備は行っておりません。ですから、今ある償還金、こちらのほうに返すということで税金のほうは使われていると、先ほど来の説明になろうかと思えます。

以上です。

（発言する人あり）

○都市整備課長（加瀬宏之） 今後ですか。いえ、今後のことではなくて、今現在の話の……

（発言する人あり）

○都市整備課長（加瀬宏之） 今後ですか。今後の都市計画課としての考え方ですが、都市計画区域の拡大に伴いまして、全域で都市計画税を課税することとなる、今までの条例のままですとそうなりますので、目的税ですので、新たな区域で都市計画事業の有無など、視野に入れて課税の必要性や適正な税率などを検討すべきではないかと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 市としては、この都市計画税、3町に広げるということでもいいと思うんですが、私はなかなか3町に広げるのは難しいのかなというふうに個人的には考えております。

進めるのであれば、その期間、旧旭市の税金をとめていただきたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 都市計画区域と都市計画税の問題を一緒に絡めて今質問もあるようですが、あくまで都市計画地域を指定するということは、やはり一つのまちとして平等ないろんなバランスをとりながらのまちづくりのためには必要でないかということの中でマスタープランを作成しながら、令和8年度まで計画を作っているところであります。

ただいろんな社会情勢も変わってきますし、合併をしてから旧3町がそこまで都市計画地域を広げる必要がないというような部分がこれまでの恐らく各地域での地区説明会に何回もやりましたけれども、出席者が五、六名というような状況があるわけでありまして、そのことについて真摯に反省をしながら、執行部もこれから3町でどのくらい必要性があるんだと、その事業をある程度提示しながら、3町の出方を、希望を聞きたいと、そのような状況でいるわけでありまして、税と別の問題で考えていただきたい。都市計画区域が決まったならば、その後に税の問題については議論していただきたいと、そのように思っております。

ただ、今までの都市計画税を休止するということにつきましては、これまで歴代の議員の皆さん方、あるいは首長の皆さん方が旭市の都市問題について真剣に議論をしまして都市計画、こういうものにしていこうというようなところで先輩の皆さん方が頑張ってきたわけでありまして、ここで休止というようなことには今いかないのかな、返還金も充当金もまだまだ残っているということもありますので、そういった部分ではしっかりと旧旭市の皆さん方に、それだけ旧旭市で事業をやったということも理解していただきたい、改めてお願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 全国には都市計画税を廃止している自治体が結構あります。常総市など茨城県ですね。来年度から南魚沼市なども都市計画税を廃止しますというふうな自治体が

結構あります。

そういった自治体について、旭市としてはどう思いますか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の4回間の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほども答弁いたしましたように、これから次のマスタープランを作成するために、各市民の皆さん方の意見を聞きながら、私としましては、私の任期中に都市計画の区域の設定、それがいいものか、できるものかできないものか決断を出していきたいとそのように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） それでは、4番目の質問に移りたいなというふうに思っています。

この都市計画税、旧旭市では60年以上前からかかっております。60年税金を払っているのに、私は個人的には違和感を感じないと思うんですね。それはでもみんな、現状を知らないからなんです。総額は120億円にもなるんです。合併して執行のほうからも、議会からも、下水道は中止だと言われました。今までさんざん積んできて、もう風が厳しいからここでやらないよと、こんな不合理なやり方あるんでしょうか。旧旭市が払ってきた120億円に対して、執行部の皆さんはどういうふうにお考えですか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 旧旭市で120億円、都市計画税として払ってきたということでございますけれども、これは先ほども申し上げましたけれども、それに対して都市計画事業があって、それに対して内数として、恐らく120億円より大きな事業をやっていると思います。その中で120億円がそれに充てられたということで、そういったところがずっと今まで続いているというふうに考えております。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 先ほど言いましたように、21号なんか34億円、これ全額市の税金です。なのに、旧旭市にあつたら4割地元負担だよというふうな話になるのかなというふうに、背中もちょっと寒くなるような額になるなというふうに考えております。

例えば国でもガソリン税などにおいて道路の整備を都心のほうからしてきていると思います。金がなくなったから地方はもうやらないよ、税金は今までどおりに上げてくれ、これで地方は成り立ちますか。それについてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 申し訳ありません、ちょっと質問の趣旨が分かりづらかったところがございまして。

○10番（飯嶋正利） だから国はそういうふうに行っているわけですよ、道路とか延ばしてきているわけでしょう。要は、もう金がねえからやらねえというのは同じことですよ。じゃ、下水道何でやめるの、金がないからでしょう。今まで120億円積んできたんです。

○財政課長（伊藤義隆） 下水道事業をやらないという理由……。

○10番（飯嶋正利） もう中止で、まだ再開するんですか、来年。しないでしょ。私も賛成したんですから。でも、そういった思いはあると思うんですよ、旭市の人らにしてみれば、今まで払ってきたんですから。

○財政課長（伊藤義隆） 下水道事業につきましては、今凍結という形で事業を凍結しておりますけれども、その中で市債の償還だとかそういうところがございまして。そういったところで今、下水道のところはかかわっているということでございまして。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 何かすっきりしないような答弁で、言いにくいのかなというふうに考えておりますが、5番目に、じゃ、移りたいと思います。

合併して14年全く動いていないものを、じゃ、あと何年、目標年度を掲げればできるのかと。もう100億円、200億円つっこまなかったらできないのかと。香取市は5年でできましたよ。香取市は説明会、総人数で100人だそうですね。100人のやつでこれで動かしていった。旭市も総人数にしたら100人は超えているんじゃないですか。同じような規模で行っていると思うんです。それに対していかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 今までの説明会等の参加人数ということでよろしいでしょうか。参加人数というのはちょっと……すみません、それではお答えいたします。

説明会を開催した回数が28年度で5回、29年度で6回、30年度で7回というようなことであります。説明会の参加人数ですが、28年度では57名、29年度では99名、30年度では147名というように把握しております。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 先日の香取市では100名程度の説明会だけで、全体にもう網をかぶせていったということで、何も問題なかったというふうに聞いております。その辺のところについて、市のほうとしてはもう説明会はある程度やったんだと、どこまでやったらやったということになりますか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） どれくらいで、じゃ、進められるのか、住民の理解がどれくらいまでなら進めていけるのかというご質問だと思います。

どれくらいという数字的なものは持っておりませんが、今現在どれくらい理解をいただいているかというのも間接的に出席人数ということでしか分かっておりません。このため、今後都市計画についての認識、希望する事業等いろいろなものの調査を実施しまして、都市計画についての理解度や要望を把握し、対応を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） なぜ香取市ができて旭市ができないかということなんですよね。合併は香取市のほうが1年遅いんですよね。やっぱりそれに対してどれだけ思い込んでやっているか、真剣度があるかということの違いなのかというように思います。その辺のところ、私もさっき市長が言ったように、3町に課税という話になると難しいかなと。ただ、都市計画をしくということに対しては、個人的には私は賛成です。よろしく願いいたします。

それでは、6番目の項目に入りたいと思います。

都市公園ですね。この面積、旧旭市の分の人口だけあればいいということなんですか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 都市公園の1人当たりの面積、これは都市計画法ではなく都市公園法のほうになります。したがって、都市公園法のほうで定めている標準的な面積が1人当たり10平米と。今現在、旧旭市、今現在の都市計画区域内では10平米を満たしております。

今後、3町のほうに広げて旭市全域になった場合、当然分母となる人口も公園の面積等も変わってきますので、それらが10平米に、標準面積に達するような格好で都市計画を考えて

いかなきゃならないのかなとは思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） これは仮定であるんですが、3町に都市計画をしいた場合に、公園をこれ以上造る予定はあるんでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 今まだ具体的な計画は持っておりません。ただ、公園について申し上げますと、今現在、旭市の公園条例のほうでその他公園という公園が定められております。この公園がだいたい11か所ございます。これらを都市公園というようなカテゴリーに設置することになれば、標準面積には達するのかなと。

また、今後の人口の減少ですね、要するに分母の部分が少なくなるということを考えれば、これらの公園で何とか標準面積は達するものと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 今の答弁だと、3町にも都市公園と同等の公園が既にもう整備されているということよろしいでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） もう、じゃ、同等の都市公園があるのかということだと思います。今回答の中でお話ししたのは、あくまでも面積の点で、面積は足りるということでの回答ということで認識していただければと思います。

ただ、今あるその他公園が都市公園として内容的に妥当かどうかは、今後また調査していかなきゃならないと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 今現状では分からないということですね、これが適合するかしらないかということですね。その辺のところというのは、そんなに調査しなくちゃ分からないようなことなんでしょうか。何がどういうふうに違うのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員、4回目の質問は終わりましたので、次の項目に移ってください。

○10番（飯嶋正利） それでは、次の7番のほうに移りたいなというふうに思っています。

2項道路について、市としては難しい問題がかなりあると思うんですよね。その辺についてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 2項道路の件でございます。

ご質問の内容は、恐らく2項道路、この場合セットバックした部分が市のほうで対応できないかというようなご質問でよろしいでしょうか。

建築基準法第42条第2項の道路、要するに2項道路ですね、建物の建築に伴い敷地をセットバックした場合、そのセットバックに係る部分について、現在市ではその土地買い取り等を行っておりません。セットバックの部分の土地については所有者により今現在は管理していただいているところでございます。

また、区域拡大された際も、今現在のように、今の旧旭市のように、個人のものとして管理していただくという方向で今現在は考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 例えば、現在道路として使用しているところが、その場所は私有地で税金もその市民が払っている。こういったところも結構あると思うんですね。こういったものを最終的にはどうなんでしょう、道路なのに市民が税金を払って持っている。その辺のところが決まらないで都市計画の問題が先に進むのか。その辺のところもはっきりさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 今現在も旧旭市の場合は、セットバックについては所有者の財産ということで個人で管理していただいております。

今後、拡大した場合でも、原則的には今の状況ではそのように個人で管理していただくという考えにはおりますが、県内でも何か所か、制度的にそれを寄附なり買い取りなりしているところもございます。今後はそのようなところも事例等も参考に研究させていただき、検

討させていただきますと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 4回目……。

○議長（向後悦世） 4回目です。

○10番（飯嶋正利） 今のお話だと、寄附をしてくれればということであると思うんですね。

例えばこれが旭市は田舎で土地も安いですし、これが都会だった場合には全く話が違うと思うんですね。その辺のところも含めて、それでも寄附だと。例えば、これももちろん測量ができませんからなかなかくいが打てないという部分はあると思うんですが、そういったものを勧奨していくということは考えていないでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 寄附じゃない、買い取りも含めてというご質問だと思います。

実際このような制度を県内でやっている行政ですが、だいたい都会のほうに多いようです。実際、セットバックをどれくらいしたのか、今現在旭市ではそれが把握できておりません。確認申請、これ自体の業務が千葉県の方で行っておりますので、市にはその内容が分からないというのがございます。ですから、どれくらいの量をセットバックされているのか、これについては市のほうでは把握しておりませんので、この辺のことも考えながら制度を作っていかなきゃならないのかなとは思いますが、今現在ちょっとその辺までの考えはございませんので、今後どのようにするかを検討させていただくということをお願いいたします。

以上です。

○議長（向後悦世） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時15分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き飯嶋正利議員の一般質問を行います。

飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 8番目、これは先ほど人数のほうが報告ありました。広報の6月号、これには1人当たり3,900円、1世帯当たり9,700円という表示があります。これについてはどういうふうにお考えですか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、6月1日現在の市の広報ということで、市の家計簿として掲載されている部分だと思います。

市では、市の財政がどのように運営されているのかを市民の皆さんに知っていただくために、毎年広報あさひ6月1日号に市の家計簿として前年度の決算見込みを掲載しております。これは市の歳入歳出の状況などの概要を分かりやすく説明するための記事ですが、この中に市民が負担する税ということで、参考として1人当たり、1世帯当たりの額を掲載しております。これは、4月1日現在の人口と世帯数で単純に割り返したものでございます。

そこには都市計画税についても同様に記載しておりますが、この部分につきましては、市民がイメージしやすいように単純に1人当たりの目安の額として掲載してきたものです。その点をご理解いただきたいと思えます。

今回のご質問の趣旨ですけれども、都市計画税の区域のみに課税されている都市計画税については、総人口、世帯数でなくその区域の人口割でやるべきではないかということだと思いますけれども、そこら辺につきましては、都市計画法に関する部分について注意書き等を工夫をしてみたいというふう考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 市民で下を書いてあるからと。例えばよく詐欺返りで下に小さくコメントでこうだというふうに書いてあるというふうなことと同じようなことですよ。これわざわざ分かりにくいように広報を書いているんですか。広報というのは見にくいように。この分母がやっぱり払っていない人まで分母に入っているというのは、私は違うと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 1人当たりが分かりづらいということですが、いろいろな考え方があると思えます。その中の一つとして1人当たりというふうな形で出しております。

例えば固定資産税についても、固定資産税非課税世帯あります。あるいは軽自動車税についても、軽自動車税を払っていないところもございます。そういったところも軽自動車がある世帯で割っているのではなくて、全体的な統計資料として市民1人当たりというような金額を出しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 全く説得力が私はないと思うんですよね。これについて、来年もとるようであれば、訂正するつもりはありませんか。訂正記事を出すつもりはありませんか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 先ほども申し上げたけれども、都市計画税に係る部分、こういったものにつきましては注意書き等で加えるなど工夫して、表現についてはより分かりやすいものにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 見やすい広報を発行するというので、よろしく願いいたします。

これは何回も、前にも説明はしているんですよね、同じこと言っているんで。

9番目ですね。先日、香取市のほうに勉強会に行ったときに、香取市では一つの香取を目指すんだということが合い言葉で進めたそうです。旭市としては、集合体ではなくて一つの旭はまだ当分目指さないということになるんでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 一つの旭を目指さないのかというようなご質問だと思います。

先ほどもご回答しましたとおりに、拡大することで一体的なまちづくりを計画していきたいというようなことで考えておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） この間、有権者と一緒になる機会がありまして、やはりもう合併して14年たったけれども、合併の恩恵というのは何だろうと、税金もそろっていないようなところで、やっぱり一国二制度だと思うんですよね。その恩恵はいつになったら感じられるんだというふうな話がありました。それについてはいかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 一国二制度ということが今質問にありました。そういうことでは決してございません。旭市として当然一体性を目指して、さまざまな事業を実施しております。

さまざまな計画、例えば都市マスタープランについても、総合戦略の中にもきちんと書かれた都市マスタープランの方針を踏まえて、旭市域のみに設定されている都市計画区域を市全域に拡大することが課題であると。ここの課題の部分については、先ほど市長答弁しましたように、旧3町においても実施をしていく段階だろうということで、その辺をしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） これ税金が減れば、もちろんおのずとして予算のほうも小さくなると思います。しかし、この予算、市役所のためにあるのではなくて、市民のためにある予算です。この例えば予算が小さくなったからといって、そこで力を発揮していただくのが皆さん、行政マンの力の見せどころではないかなというふうに思います。今後ともそこら辺のところを含めてよろしく願いしたいと思います。答弁は結構です。

一般質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（向後悦世） 飯嶋正利議員の一般質問を終わります。

◇ 高橋利彦

○議長（向後悦世） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。それでは、一般質問を行います。大きく分けて四つの質問を行います。

大きな1点目は、中央病院についてでありまして、まず最初に、経営状況について。

旭中央病院は、平成28年度から独立行政法人として経営を行っています。市で経営していました平成27年度の決算状況と独法になって3年目の決算の平成30年度の経営状況についてお尋ねをします。

2番目は、退職給付引当金についてであります。現在の退職給付引当金の総額と総合事務組合を脱退時に支払われた退職手当負担金の額とその現在額についてお尋ねをします。

3番目は、減価償却費について。

独法前、平成27年度と直近の平成30年度の減価償却費の額についてお尋ねをします。

また、減価償却費が減ることは支出が減ることになり、経営状況がよくなるのか、悪くなるのか、併せてお尋ねをします。

大きな2点目の入札についてであります。1点目は、入札制度の変更とその目的についてでありまして、本年4月より入札制度が変更されましたが、変更の具体的な内容と目的についてお尋ねをします。

2点目は、変更前と変更後の予定価格に対する落札率の状況について、前年度と今年度の落札率の状況について、土木、建築工事のそれぞれの入札の件数、平均の落札率、最低率、最高率についてお尋ねをします。

また、入札が不調になった件数についてもお尋ねをします。

3点目は、海上保育所改築工事と干潟支所改造工事の入札についてであります。入札制度改正後、海上保育所改修工事と干潟支所の大規模改修工事の入札が行われ、それらの最低制限価格と率、また落札金額と率、それと改正前の最低制限価格と率について、それぞれにおいて改正前と比較、最低制限価格が幾らくらい上がったのかお尋ねをします。

4点目は、入札制度変更に伴う財政への影響について。

今年度から入札制度の変更に伴い、工事請負費の市の予算総額と最低価格上昇による市の財政に与える影響額などについてお尋ねをします。

大きな3点目は、臨時職員と職員の再任用について。

まず1点目は、再任用職員の目的について。

具体的な再任用職員の雇用の目的と現在の再任用職員の人数についてお尋ねをします。

2点目は、再任用職員の業務について。

再任用職員は施設管理など単純な業務を行っております。臨時職員はシルバーセンターなどの委託でできる業務内容と考えますが、具体的な業務内容と配置人員についてお尋ねをします。

3点目は、臨時職員と再任用職員の給与について。

再任用職員、それから一般的な臨時職員、そして資格を有する保育士などの勤務体系とそれらの年間総支給額とそれを月給、日給、時間給に換算した額についてお尋ねをします。

大きな4点目は、東京オリンピック事前キャンプ地の誘致についてでありまして、まず1点目、目的と現在までの誘致活動を時系列に詳細な説明をお願いします。その上で経費についてもお尋ねをします。

2点目は、誘致のための施設などの改修工事の経費について。

誘致を行うために施設の改修やそのための備品購入など、多額な費用を費やしていますが、その経費をお尋ねします。

3点目は、現在の誘致の進捗状況について。

県内でもアメリカ合衆国の陸上チームが成田市、佐倉市、印西市などと、香取市ではオランダのボートチームとそれぞれ事前キャンプ地として決定しました。そういう中で、本市が誘致活動を進めているドイツ卓球チームの誘致活動の進捗状況についてお尋ねをします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私のほうから旭中央病院についてお答えいたします。

まず、1点目の経営状況でございますけれども、独法化前の27年と30年ということでお答えいたします。

平成27年度の当期純利益は6億652万円です。昨年度、平成30年度の当期純利益は19億9,100万円でございます。

2点目の退職給付引当金ですけれども、30年度末におきまして104億7,000万円を固定負債として計上しています。これは、平成30年度末に全職員が退職するものと仮定した場合に支払うべき退職金の総額です。負債計上されているものですので、現金として積み立てているものではございません。

それと、総合事務組合脱退に伴う清算金の今の状況ということですが、総額20億5,800万円が清算金として入ってきまして、それを平成28年度から令和元年度までの中期計画期間で利益化して当該年度の退職金支払いに充当するという運用しております。

現在、3年間の収益化を得まして、残高は5億8,844万円となっております。

続きまして、3点目の減価償却費ですけれども、平成27年度の減価償却費は35億2,655万円で、昨年度の減価償却費ですけれども、29億4,825万円でございます。

それで、減価償却費が減るということは経営上いいことなのか悪いことなのかというご質問でございました。当然減価償却費は費用計上されますので、減価償却費が低いほうが黒字の残高は上がるということになります。

ただし、議員もご案内のとおり、減価償却費というものは現金支出を伴わない費用でございますので、実態のその法人の足腰といいますか、そこを見る場合には通常、経常利益プラス減価償却費ということではかっているのが会計上の概念であります。

以上です。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから2の入札についてということで答弁させていただきます。

まず、一つ目の入札制度の変更とその目的についてということで、どのような改正かということですが、今までは最低制限価格の変更がございました。それにつきましては、土木工事70%が最低制限価格、建築工事が予定価格70%が以前の最低制限価格でございましたけれども、改正後はそれぞれ費目に応じて最低制限価格を設けまして、それを足し上げたもので、直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費の50%を掛けたものを全て足したものについて最低制限価格ということになりました。

目的ですけれども、ダンピング受注の防止とか、あるいは工事の品質確保、下請企業へのしわ寄せの防止、安全対策への不徹底の防止などを目的とし、従来の予定価格に一定の率を乗じて算出をする方式から、国や県に倣った工事設計額の費目ごとにそれぞれ決まった率を乗じた額を合計して算出する方式へと変更いたしました。

2点目でございます。昨年度の工事の件数と落札率ということですが、土木は平成30年度が67件で、最低が72.14%、令和元年度が22件で89.27%、建築が平成30年度、43件で85.30%、令和元年度が43件、95.41%。

それとあと、去年の最高額ですか。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） 29年度ですか。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） 30年度の平均落札率は、建設工事において85.3%、土木工事においては72.4%でした。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） 建築工事は85.3%、土木工事においては72.14%でした。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） 今のが30年度です。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） 改正後は、令和元年ですね。じゃ、令和元年度は8月末までですけれども……

(発言する人あり)

○財政課長(伊藤義隆) はい。建築工事においては95.41%、土木工事においては89.27%となります。

その次に、海上保育所の関係でございます。

これにつきましては、海上保育所が最低制限価格、これは総合評価方式ですので調査基準価格と申しますけれども、92.0%。

それで、社会教育施設、これが91.8%でございました。

続きまして、財政への影響ということでございますけれども……

(発言する人あり)

○財政課長(伊藤義隆) 申し訳ございません、今ちょっと金額が出ておりますので、ちょっと今計算する時間をちょっといただきたいと思えます。

それと、財政への影響ということでございますけれども、入札制度の変更に伴う市財政への影響としては、制度改正前よりも契約額が増加することで、年度末に不用額となる執行残額が減少するということが予想され、翌年度への繰り越しが減となるということが予想されるというふうに考えております。

以上です。

(発言する人あり)

○財政課長(伊藤義隆) 恐らく去年の落札率で、今年8月までの事業をその落札率にした場合の差ということですか。

(発言する人あり)

○財政課長(伊藤義隆) 平均落札率の差は、建築工事が95.41%、土木工事が89.27%、前年度の平均落札率に対して、それぞれ10.11ポイント、17.13ポイント上昇しております。

(発言する人あり)

○財政課長(伊藤義隆) 金額につきましては、まだ年度の途中ということで算出しておりません。

(発言する人あり)

○財政課長(伊藤義隆) 途中ということで、今現在……

(発言する人あり)

○財政課長(伊藤義隆) 何%ということをお聞きしてはいたけれども、金額については今出しておりませんので、後ほどご回答したいと思います。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、大きな3点目、臨時職員と職員の再任用についての中、3項目についてお答えをいたします。

まず、（1）の再任用職員の目的というご質問でございます。

現行の地方公務員の再任用制度につきましては、平成11年7月の地方公務員法の一部改正によりまして、平成13年4月1日から施行されたところでございます。

これは、平成13年度から公的年金の基礎年金部分の支給が段階的に引き上げられることから、60歳代前半の生活を雇用と年金の連携により支えることと、職員の能力を十分活用するため改正されたものです。

その後、平成25年度から公的年金の報酬比例部分の支給開始が段階的に引き上げられることから、無収入期間が発生しないよう雇用と年金の接続を図るとともに、組織活力を維持しつつ職員の能力を十分活用するため、職員が希望した場合は再任用するよう、平成25年3月26日に閣議決定されました。

これを受けまして、その年の3月29日に、総務副大臣通知によりまして、地方公務員の雇用と年金の接続が要請されましたことから、本市におきましても平成25年度末以降、定年退職される方が希望する場合に再任用することとしております。

人数というお尋ねがございました。現在、再任用の職員は26人でございます。

次の（2）再任用職員の業務についてという質問でございます。

具体的な内容ということでございました。あと、配置人数というのもございましたが、どういったところに配置しているかということでお答えをいたします。

まず、契約の検査の業務、それと固定資産の調査の業務、それからクリーンセンターの施設の運転操作の業務、あるいはあさひ健康福祉センターの施設の管理など、保育士ですとか保育所の調理員、あるいは生活支援コーディネーター、あさひパークゴルフ場の支配人、公営企業の移行事業、これ下水道課ですけれども。それと大原幽学の記念館長、そんなところに各1人、あるいは保育所の場合複数もございますが、配置しておりまして、そのほかは施設関係の管理ということで海上公民館ですとか市民会館、いいおかユートピアセンター、干潟公民館の管理業務ということで配置をしております。さらに、消防本部に一般事務としての配置もございます。

続きまして、（3）の臨時職員と再任用職員の給与というご質問のほうです。

まず、勤務体系というふうなお話もございましたが、勤務体系、臨時職員につきましては、

勤務体系はその配置されている場所によってまちまちでございます。一番オーソドックスな事務系でいいますれば、週5日というような勤務になっております。

一方、再任用の職員につきましては、これもいろいろまちまちございますけれども、オーソドックスな部分でいえば、週3日の勤務というのが一番基本的な勤務となっております。

それと金額の面についてのご質問もございました。

(発言する人あり)

○総務課長(伊藤憲治) 保育士は、週3日というよりはもう少し日数多うございます。時間も少し調整しておりまして、保育に支障がないような形での勤務を行っております。

金額のほうまいりまして、まず、臨時職員のほうでございましょうか。トータルでということでお答えしたいと思います。それは賃金から始まりまして共済費も含めた市が負担している額トータルとして申し上げます。

まず、年収ということもございました。これいろいろ形態ありますので、平均的な形、平均ということで申し上げますと、年収204万2,000円ぐらいになります。

それと、日給というお話もございました。

(発言する人あり)

○総務課長(伊藤憲治) 月給ですか。すみません、私が順番を間違えました。

月給ですと17万円ぐらいです。日給になりますと8,510円で、時間給になりますと1,098円という計算で、これは賃金の時間プラス社会保障も含めた数字です。

一方、再任用の職員のほうですが、こちら30年度の決算のほうでいきますと、やはり年収からまいります。トータルの数字になります。年収222万5,000円ぐらい。月給が18万5,000円ぐらい。日給で1万5,454円、時間給にしまして1,994円でございます。

(発言する人あり)

○総務課長(伊藤憲治) 保育士ですね。保育士につきましては……少々お待ちください。

臨時の保育士、フルタイム、5年程度勤務ということになりますと、勤務年数いろいろありますので5年程度勤務でフルタイムの臨時保育士ですと、年額で286万円程度、月額で23万8,000円ぐらい、1日にしますと1万1,918円、時間にしまして1,538円でございます。

以上です。

○議長(向後悦世) 体育振興課長。

○体育振興課長(花澤義広) それでは、私のほうからは4番の東京オリンピック事前キャンプ地の誘致についての(1)から(3)について回答いたします。

初めに、(1) 目的と現在までの誘致活動と経費ということで、まず、目的ですけれども、事前キャンプを誘致することで、市のスポーツ及び産業の振興に資することを、これをまず目的としております。

誘致につきましては、まず平成29年5月26日から31日まで、ドイツ連邦共和国デュッセルドルフ市へ市長、体育協会会長、卓球協会会長が訪問しまして、ドイツ卓球協会及びドイツナショナルチームに対して旭市をPRし、世界卓球選手権大会会場で2人から事前キャンプを実施するならば旭市で行うという、口頭ではありますけれども、そういう約束をいただいているところです。

その後なんですけれども、同じ29年9月、デュッセルドルフ市長が日本のほうに来日しました。そのときに、東京でデュッセルドルフの夕べというものが開催されました。そのときに再度事前キャンプについて依頼をしております。

現在は、その後ドイツ側のほうからは、代表選手が決まらないと事前キャンプについて個々の内容が決まらないというふうに回答をいただいておりますので、引き続き、ドイツを訪問したときのドイツクラブチームの関係者を通じまして交渉を進めているという状況でございます。

あと、経費につきましては、誘致事業につきましてはの経費ということで、平成29年度は867万3,375円で、主なものはドイツ訪問の旅費、オリンピック講習会、卓球台8台の購入費になります。

30年度につきましては253万9,012円で、これはオリンピック卓球指導会・講習会、副審判台の購入等になります。

続きまして、(2) 誘致のための施設などの改修工事等の経費ということで、備品の関係は先ほど申し上げたとおりになります。卓球台の購入とかそういったものの経費になります。

施設につきましては、総合体育館になりますけれども、総合体育館の改修につきましては、特に誘致のために行った工事ではございません。現在行っている総合体育館の工事は、屋根、外壁改修工事で、契約金額が2億4,084万円になります。

総合体育館は、建築後22年を経過しており、雨漏りなどさまざまな傷みが生じています。また、建築基準法による法定点検、あるいは外壁のクラック、金属パネル塗装劣化、特定天井の振れどめ不足等で、建築基準法令の規定及び国土交通大臣が定める判定基準に適合されていないため改善の必要があるとの通知を、県土木事務所から受けております。そのため、昨年3月に契約しまして、現在工事のほうを進めているという状況でございます。

続きまして、現在の誘致の進捗状況でございますけれども、ドイツの誘致状況でございますけれども、先ほど申し上げたとおりになります。ドイツの代表選手が決まらなると事前キャンプについて個々の内容が決まらなると言われておりますので、現在もドイツ側と交渉を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それではまず、大きな1点目の中央病院の関係でございますが、独法の移行に伴いまして、減価償却費が大幅に減額したわけでございますが、結局、減価償却費が減額したということは、これは帳簿上利益になるわけですね。今回の決算の内容から考えますと、利益が出たということはかなりこれが影響があるわけですよ。それとともに、営業収入を見ますと、入院患者の収益は増えましたが、外来患者収入は減っています。減っているんですよ。そういう中で、市からの繰出金も20億円もあるわけですね。

このようなことから、経営状況は独法前のほうがよかったのではないかと、私見るんですが、市長、いかがですか。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 病院も経営努力に怠りなくやっているというふうなことの中で、先ほど課長から答弁がありましたように、独法前より随分利潤も出ているというふうなことでありますので、評価委員の評価なども含めながら、全体的に頑張ってくれているのかなと認識をしているところであります。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ちょっと独法前よりいいということ、いや、市長言いますけれどもね、何を根拠に言うのか。そういう中で、いずれにしても、独法といってもこれは最終的には市の責任になるわけですよ。交付税に算入されております20億円、病院に繰り出ししているわけですが、この繰り出しを行わなくても交付税に算入される部分はほとんどなんですよ。

そういう中で黒字経営を保っているのは繰出金によるところがかなりあると私は考えるんですが、市長、いかがか。そういう中で、なぜもうかっているのか、その根拠を明確にお答えいただきたいと思います。皆さんが理解できるように。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 詳しく経理状況は病院とうちのほうの担当でやっておりますので、担当のほうから説明をさせます。

○議長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 何をもっともうかっているのかというお話で、その中で繰出金が20億円もあるということがございました。

繰出金の20億円につきましては、独法化前から繰り出しはしておりましたので、その上での利益の比較ということですので、独法化前より独法化後のほうが経営状況はよくなっているということは言えると思います。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ちょっと私の言うことが理解できないのか。独法前より、結局繰出金が多く出ているんですよ。それと同時に、減価償却がかなり減ったでしょう。減るとということは利益が出るわけですよ、経費が減るわけですから。そこにこれからまた言いますけれども、例の退職引当金ですか、県から来た。それを繰り入れるんですよ。それがなかったら経営状況が前より悪くなっていると思うんですが、その辺どういうふうに担当として理解しているのか。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 減価償却費が少なくなっている、それで利益が上がっている。それから、千葉県市町村総合事務組合から入ったものを毎年利益化している。それプラス、いわゆる繰出金ですか、繰出金が独法化前より多くなっている。それでの実質的な黒字でしょうというお話かと思うんですけれども、そういった個々の要因も含めまして、こちら決算ですので、結果として独法化前よりはいい数字が出ているというふうに認識しております。

○議長（向後悦世） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時 0分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問します。

まず、今回の決算関係資料を見ますと、経営状況をよく見せるために退職金組合からの清算金の調整をしているように考えるわけでございますね。先ほど課長が答弁ありましたね。20億円返ってきたものを、まだ5億8,000万円、これから見ますと、ただ毎年退職する人に対して払って、残りをそれで調整。本来であれば、これは返ってきたら退職給付引当金に入れる、そして出すのが本当だと思うんですよ。そういう中でこれをやりますと、本来の経理とは違うと私は思うんですが、どういうあれなんですか。これが毎年そういう方式でやりますと、これは利益になって出てきちゃうんですよ、歳入としてね。その辺をお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

20億円強返ってきました、市町村総合事務組合からの償還金につきましては、退職給付引当金に積むということは、会計上、それはないとお考えください。

先ほども説明しましたがけれども、退職給付引当金というのは、その年度末に全職員が退職するものと仮定した場合に支払うべき債務として固定負債として計上するものです。

それと、ご指摘の20億円はどのような処理、それは当然に退職手当のための負担金が戻ってきたものですから、退職手当の原資として扱うのが適当であろうという考えのもと、中期計画期間であります28年度から令和元年度まで、毎年退職手当に見合う、全額ではないんですけれども、見合うだけの利益化を図ってそれを原資として毎年の退職手当を支払っているというような会計処理となっております。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私の考えとは全然違うわけなんですけどね。いずれにしても、退職給付引当金というのは、年度末に職員が例えば全員やめたことを想定した中で退職給付引当金というのは積んでおくわけなんですよ。その中で、まず退職給付引当金が104億円もあると。今まで公営企業るときは一銭もなかったんですよ。それが104億円もある。なぜ、どこからその金を持ってきたのか。普通では考えられないんですよ。独法に、どさくさに紛れてどこから持ってきたんじゃ、私は減価償却引当金辺りから持ってきたと思うんですよ。

じゃ、その104億円、どこに金があるのか。それと同時にさっきの課長の答弁では、私は

納得……来たわけでしょう。本当はその年に処理するのが本当ですよ。これは毎年毎年、独法後すぐ赤字になったらしょうがないから、そんな絡みで毎年毎年、預かり金にしておいて、その中から4億円か5億円くらい出していると思うんですがね。

いずれにしても、退職給付引当金、どこから百何億円出てきたのか。その金はどこにあるのか。それと同時に、もうちょっとなぜ毎年毎年そんなふう処理しなくちゃ、約5億円くらいですか、処理しなくちゃならないのか。みんなが理解できるように説明をお願いします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） まず、退職手当引当金のほうからお話いたします。

退職手当引当金につきましては、先ほど来申し上げていますように、固定負債ということでございます。したがって、現金として持ってくる必要はなくて、ただ負債に立ち上げればいいだけの、退職給付引当金というお金という字がついていますので現金のようなイメージがありますが、これは負債として備えておく。

30年度なら30年度末に全員が退職したときに、じゃ、その退職金をどこから持ってくるんだということですが、それを引当金として負債計上しておいて、全員が退職するということは法人の解散を意味しますので、解散すれば負債に見合った資産が順次整理されていきますので、それで退職金を支払うというような性質のものです。

それと、20億円返ってきたものを毎年度毎年度、退職金に充てる処理というのは、それはおかしいのではないかということですが、当然、当初退職手当の負担金として積み上がっていったものが戻ってきたので、それを中期計画期間中に利益化して、それを原資として、先ほど申し上げましたが、当年度の実際の退職金を支払っていくということで、経理上、全く問題はないと考えております。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、この20億円がなくなったらどうするのか。普通であれば、退職者には退職給付引当金、ここから出すのが本当なんです、経理上、そうでしょう。何もなものを積み立てるということは、金ないものをどうやって積み立てるんですか、本来なら。

そんな中で、結局、会社が例えば倒産したとか、そういうときになったら一気に払わなくちゃならないでしょう。中央病院だって独法にするころは、独立行政法人法でどうなっていますか。独立行政法人法では、民営化するか指定管理者にするか、公益企業ではちょっと問題あるから、その一里塚なんです。だから、中央病院、それからいったら、いつ解散する

か分からない。それから指定管理者にするか。そういう中で、いずれにしてもその金を何で退職給付引当金から出さないのか。じゃ、これがもう5億円なくなったら、その金はどっから出すんですか。そんないい加減な答弁はありますか。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 今回、5億円を充当するとなくなってしまう。そうすると、退職給付引当金から充てなければならないのではないかと、それにはお金が必要であろうということかと思えますけれども、まず戻ってきた20億円に関しましては、当面退職金に充てようと、4年間です、そういう考えのもとで動いております。

それで、退職給付引当金というものは、毎年度毎年度の退職金に充てるものではありません。毎年度毎年度は、順当な数の退職者がいるわけで、それは予算の中で費用として見て支払っていくものです。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そんなくだらない答弁聞いたって、何もならない。経費として、退職給付引当金から払うのが本当なんでしょうよ。経費で出して、そういう考えで中央病院の関係見ているんですか、担当課として。そんなこと幾ら言ったって、私も時間、回数の制限がありますからできませんけれどもね。

そんな中で、あと減価償却費ですね。

これ減価償却、独法に移行の前は減価償却引当金、かなりあったんですよ。課長、知っているでしょう。減価償却引当金は、結局、資産を毎年ずつ減らして行って、それは積み立てておくわけなんです。それで次に建物を建てるとか何とかするとき使う金。

しかし、これは積んでおかなくてもまたいろいろ使えるわけですけども、そんな中で、減価償却引当金あったの、かなりあったんですよ。それが今一銭もないんですがね、どういうふうにしたんですか。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 減価償却引当金というお話ですけども、減価償却引当金という考え方は、多分私の記憶だと昭和50年代にもう会計制度の中からなくなっていたと思います。

減価償却累計額というのが中央病院にもあったと思いますけれども、先ほども申しあげましたが、減価償却費というのは単に資産が減耗していくことに対して、その減耗分は費用として見るべきであろうというような考え方のもと、それでその分を特に引当金として積み上げるとかではなくて、ただ現金支出を伴わないので、ただ費用として見ればというようなお話というか、会計制度上の制度となっております。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 毎年減価償却費としてこれは経費で見えるわけですよ。その分は、本来なら減価償却引当金、累計でも何でもいい、ここへ来るわけなんですよ。それは早い話が、全然使わなければ現金預金として残るわけですよ、利益が出ていけば。それが一銭もなくなっちゃっているんですよ。独法前にはあったんですよ。独法前にはあった。80億円とか90億円とかありました。そして、退職給付引当金というのは一銭もありませんでした。それがいつの間にか、独法のどさくさに紛れて退職給付引当金は積まれた。それから、減価償却引当金ですか、これなくなっちゃったんですよ。それは経理上、なぜそういうふうになっているのか、じゃ。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

先ほども申しあげましたが、お金として積み上がっているものではなく、減価償却累計額として帳簿上あったものであると思います。

それで、独法化したときに、議員もご案内のとおり、資産を時価評価しました。そのときに当然減価償却の累計額を除いた現在の価値ということで資産を評価しましたので、減価償却累計額は消えたということでございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 幾らここでやってもしょうがないわけですが。

いずれにしても、独法への移行に伴い会計上の処理で減価償却費がなくなってしまったわけです。これは先ほども私言いましたよ。言いかえれば、歳出が減った分、収入が増えなくても支出経費が帳簿上、減りまして、収益が上がることになります。このようなことから、会計上のこれはマジックで、経営内容がよく見えるわけです。減価償却分の現金もなく、退職組合からの脱退時の清算金も別に処理している状況では、これは見せかけだけの黒字の病院経営なんですよ。

はっきり言って、30年、19億円もうかったとか何とかありましたけれども、退職給付引当金5億円、それは減価償却ありました。昔の公営企業法であつたら、かなりの減価償却費があつた。それが減価償却の経費が減つたから、その分黒字になるわけですね。それから、退職組合から来た分。そこにまた市から約20億円入れていたら、利益が出た出たといつても、実質赤字なんですよ。

そういう中で、市長はよく病院経営、独法になつてもうかつたと言いますけれども、なぜ病院経営がもうかつたのか。その辺を含めて市長の認識をお伺いします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 中央病院がもうかっているというような部分で市長の認識はということでありまして、65年間、中央病院はずっと黒字経営で経営をしてきたところであります。その間のこの辺の県東部の中央病院に対する信頼と実績、そういったものがやはりそういった健全経営につながっているのかなと、そんなような思いでいるところであります。そしてまた、20億円が市がもろに行くということがありますけれども、これは病院があるからこそ20億円、交付税、国から来るわけでありまして、それを即病院のほうの経営に回すわけでありまして、市から出しているわけではありませぬので、その辺も理解をいただきたいと思ひます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、もうこれで病院の関係はできませんので。

次に、入札についてお伺いします。

まず、変更の目的でございますが、そういう中で、安かろう悪かろうの工事があつたら云々くんぬんといろいろ答弁ありました。

いずれにしても、そういう中で一般に公共工事は民間工事に比べてかなり高いということが言われるわけでございます。そんな中で、今回の入札制度の変更で最低制限価格がかなり上がったわけですね。これでますます公共の工事費は高くなります。このような中で、今までの入札制度で何が問題があつたのかをお尋ねします。

また、なぜ入札制度の変更を行つたのかをお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） どういったところが問題があつたかということですが、最低

制限価格近くの入札の増加とか、あるいは最低制限価格と同額の落札が増えてきたことから、昨年度の議会においても最低制限価格が類推されているとのご指摘もございました。

先ほど申し上げましたけれども、低価格の入札によるダンピング受注の防止や下請企業の保護などの点も含め、本年4月に現在の方式に変更することといたしました。

それと先ほど、答弁しなかったところですが、8月分までの開札分の工事が昨年度の落札率だった場合、どれだけの差があったかということでございますけれども、これは合計額で約2億5,700万円ほどプラスになったということでございます。

あともう1点、海上保育所と干潟支所の工事で今年度の落札金額だったらどれだけの差があったかといったご指摘がございましたけれども、海上保育所につきましては1,500万円、社会教育施設につきましては2,100万円の増ということになっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、30年度は土木が平均で72%、最低制限価格の2%上乘せ、それから建設が約85%なんですよね。

それで、課長はダンピングで安かろう悪かろうの工事が、その辺を含めていろいろ問題あるということでしたが、じゃ、そういうことを言うなら、今まで安かろう悪かろうの工事、どのくらいあったのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 安かろう悪かろうの工事がどれだけあったかということでございますけれども、工事が終わりましたとしっかりと検査を行っております。そういったところで、まずい部分についてはそこの中で指摘とかそういったことが多々あるかと思えます。

それと、安かろう悪かろうということだけではなくて、それ以外にも県も、あるいは近隣もこういった状況にあるといったことも含めまして、それと先ほど申し上げましたように、低価格での入札、最低制限価格に近い入札があったと、そういったことも全て含めまして、4月から改正したということでございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） しかし、何の問題もなかった。そんな中では、一般的には安くできるのが一番だと思うんですよ。行政は、やっぱり最少の費用で最大の効果ということがあるわけですが、せっかくそれでできたものをなぜそういう入札制度の変更を行わなければなら

いのか、一般には理解できないと思うんですよ。課長がそういう立場であったら、自分のことであったらそれやりますか。人の金だからやるんじゃないんですか。十分その辺、私の質問理解した中で答弁してくださいよ。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 入札制度におきましては、国とか県とかの方式を倣っているというところがございます。この方式についても国・県で行っております。

それと、先ほど申し上げました低入札での入札が多くなっているということもございます。あるいは、近隣の市につきましても、県内では37市中23市、62.3%、近隣では銚子市、香取市、成田市、山武市というふうにやっております。そういったことで今回4月から始めてみたということもございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、何ら問題ないわけですよ、そうでしょう。そんな中で入札制度はこういうふうにしなさいという法的な問題はない。旭市は旭市で独自でやっていいわけでしょう。今までだって最低制限価格での落札もかなりの本数あるわけですよ。特に最低制限価格に1万円を上乗せした落札がかなりありました。このような事実を踏まえ、予定価格が事前に入札参加者に知れ渡っていたのではないかと考えざるを得ない面もあるわけですよ。そういう中で、公平に入札が行われる取り組みをどのように行っているのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員に確認いたします。

入札についての大きな2点目の（2）の質問でよろしいですか。

○20番（高橋利彦） いいですよ。

○議長（向後悦世） じゃ、財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 公平な取り組みということでございますけれども、これにつきましては基本的には入札については公平というのが原則でございます。

それで、例えばこの工事を発注するに当たってはこういう条件であると、一つの条件、それはこちらが主導する条件で行うということです。それで、だいたい前は指名競争入札を行ってございましたけれども、今は130万円以上の工事は一般競争入札というふうになっております。そこら辺につきましても、公平公正な入札が執行されるというふうを考えております。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 公平公平といったって、公正といったって、最低価格の1万円、2万円上乗せの工事がたくさんあるということは、そういうことを公言できますかね。そんな中で昨年と比較しますと、落札金額が大幅に上がっているわけですね。言いかえれば、1億円の予算で土木工事の入札を行い、昨年までだと7,000万円程度で落札していたものが9,000万円になるということで、率にすると20%以上上がりまして、単純に1件の入札で2,000万円も上がることとなります。これでは業者への大幅な大盤振る舞いの入札制度と言っても過言ではありません。

市長は常々、旭市は貯金もたくさんあり、健全な財政運営を行っていると言っていますが、業者のための入札制度ではありません。行政は最少の経費で最大の効果をする、これが行政運営の一番の基本であります。

そのようなことから、全ての経費を精査し、住民福祉の向上に充てる必要があると思います。市長はどのように考えているのかお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに公平公正、そういった部分では気を配らなければならないと思いますけれども、ただ一つ考えてもらわなければならないことは、今人材不足であります。そういった部分で、そういった人材不足を解消するためにいろんなことをやらなければならないわけでありまして、そういった部分も社会情勢の変化、そういうものに通じることがあるわけでありまして、そういった部分で今回、県の方式、いろんな情報漏えいとかそういった部分の問題もありましたので、細分化して最低制限を分けるというようなことで、そうすれば少しは同じ入札ではならないんじゃないのかなと、そんなような思いで今回制度を変更したところでありますので、よろしくをお願いします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、それは理想ですが、理想のとおりに進まないのが世間なんです。それは関係なく、次の海上保育所と干潟支所の関係の質問に入ります。

以前の入札制度の最低制限価格と比べると、二つの入札で約5,000万円くらい違うんですよ、最低制限価格で。これについて市長はどのように考えているのか。

また、市内に昨年民間の保育施設が建設されましたが、その民間施設の坪単価は87万円ということで聞いていまして、今回の海上保育所の坪単価は約152万円で、二つの施設を比較すると倍近くになってしまうわけですが、民間での建設単価と比べて高いのはなぜなのかお

尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 海上保育所改築工事、干潟支所改築工事についてということで、先ほど申しあげましたけれども、工事請負金額1,500万円、2,100万円と金額的には結構大きい金額だというふうに感じております。

まだこれ始まったばかりですので、しばらくの間、この制度自体は続けていきたいというふうに思っております。

○議長（向後悦世） 明智市長。

○市長（明智忠直） 干潟の改修と海上保育所の違いということだと思いますけれども、立地条件やら環境やらいろいろ地盤の問題とか周りの環境、そういった部分も影響して、多少は違うのは仕方がないということでありましてけれども、極力、業者にはそういった部分では最低の価格を出すようには指導はしていると思っておりますので、そういう部分ではたまたま相当の額が違ったということだと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは、海上保育所の今回の園舎の改築工事と民間の工事、例を言いますといいおか幼稚園の30年度の改築工事の単価を比べると金額の差があるということでございます。それについてお答えします。

今年度、園舎改築工事を行っている海上保育所の建築費用が高いのではないかということにつきましては、比較対象が同一の設計内容、同一の時期、同一の場所での施工ではございませんので一概に金額の比較結果を申し上げるのは差し控えたいと思っておりますが、参考に各施設の金額の違いに影響を及ぼすと思われる点を申し上げさせていただきます。

まず、立地場所の地盤の条件が違います。基礎工事の内容や地盤改良、支持具を必要とするかしないかによってまた違います。

続きまして、建物の構造によって違います。いいおか幼稚園の場合は鉄骨づくりの2階建てとなっております。海上保育所の場合は木造平家建てとなっております。

また、施工の時期におきまして部材や人件費の変動等がございます。

また、いいおか幼稚園の場合は、補助事業として実施しておりますので、例えば外構工事などを事業費に含むか否かというところが主な影響になっているのかと考えられます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今答弁もらっても、それは当然建築物は同じ場所に同じものを建てるということはないから、それは詭弁。

それから、市長は入札制度云々言いましたが、この制度になったら管理費というのをかなり見てあるわけですよ。今までとは全然違うわけですよ。ですから、低くしようと思っても低くもうできないんですよ。結局、設計単価が高くなっちゃっているんですから。これいつまでも言ってもしょうがないです。

次に入ります。いずれにしても、今年度から入札制度に伴いまして、建設単価がますます上がっているわけです。同じ施設を建設しても、発注者が民間と市では大きな金額の差が出ます。

何回も言うようですが、行政は最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めなければならぬわけでありまして、建設費の財源は貴重な市民からの税金も多く使われる。それらを含め今回の入札制度に伴う落札価格が上がったことに対してどのように考えているのかお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 今度の改正について落札率が上がったことについてどういうふうになっているかということでございますけれども、制度改正の前から多少上がるのかなというふうな思いはございました。

それで、今回の改正につきましては、今までは建築工事に対して単純に80%、土木工事に対しては単純に70%ということで掛けておりましたけれども、今回は工事の費目に応じてこれ以上であればダンピングにならないという数字を掛け合わせたものの合計を最低制限価格としておりますので、ダンピング予防については80%、70%よりも適切であるというふうに考えております。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、（4）ですが、いずれにしましても、落札価格は最低制限価格に近い予定価格で落札していたわけで、今回の新入札制度によりまして最低制限価格が大幅に上がっています。そのような状況を考えると、執行残、つまり予算残額が新しい入札制度の中ではかなりなくなってしまうんですが、そういう中で市の財政に与える影響についてお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 先ほども申しましたけれども、市の財政への影響ということで、改正前よりも執行残はかなり少なくなるのではないかというふうな見込みはしております。

それと、この影響額が最終的にどれくらいになるかということにつきましては、今後の工事等の執行状況等もあることから、現時点で見込みを立てることは難しいというふうに考えております。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それから、一括の下請は丸投げですか。これはできないと思うんですが、そんな中で、結局、建設関係の業者を守るためということで管理費がかなり上がったわけですが、そういう中で下請業者と元請業者の契約はどうなっているのか。資材費と、それから管理費、それを別々に契約した中で下請契約をやっているのか。その辺をお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 下請の契約ということですが、市では各工事発注後、元請業者が下請業者と契約を提携した際には、下請業者の選定通知書とともに下請業者に対する書類、これは施工体制台帳、下請業者との契約の写し等の提出義務をつけております。それらの書類によって下請業者の契約状況、これは建設業許可だとか社会保険加入、技術者の資格、あるいは金額、こういったものを確認しております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、3番目の臨時職員と職員の再任用についてお尋ねをします。

この再任用につきましては、結局、年金がもらえない。ですから、年金がもらえるまでのことということでございますが、今の雇用体系、ここではなく、やはり市も行革、それから職員の削減を図っている中で、やはり効率的な再任用制度、ただ週に3回の腰かけ的な、本当に年金をもらうまで市が年金分払ってやるんだ、そういう考えじゃなく、もう少し効率のいい再任用制度にしたほうがいいと思うんですが、どのようにそれは考えますか。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 再任用の制度は腰かけではないかというようなご指摘をいただいて

おります。

決して腰かけだとは思っておりません。本人の今までの職歴等を勘案しまして、それを生かせるようなところに配置をしているというところもご理解いただければありがたいなと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 生かしても何でも、週に3日くらいではどうしたって中途半端な仕事になっちゃうと思うんですよ。皆さん方、職員適正化計画とはやれなんとかいろいろあるから、それも立てなくちゃならないからそういうことをやっていると思うんですが、やっぱり週5日の体制、そしてもう少し給料を払ったっていいと思うんですよ。そのかわり1日の単価を減らして、それはどう思いますか。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

現在は中心として週3日というのが基本的なベースですけれども、今後、週5日、フルタイムという言い方もあるかもしれませんが、それを取り入れることについても考えていきたいとは思っております。

最初に答弁したときにもありましたけれども、保育士につきましては既にもう週5日ということで、時間は6時間ぐらいですけれども、そういった活用をしておりますし、そのほかの職種でも週4日というような体制でやっているところもございます。その辺を見ながら、週5日というのも今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、高年齢者雇用安定法、これありまして、今希望者は全部使わなくちゃならないわけですよ。そんな中で、給料とか勤務条件というのは幾ら払ったって給料はいいわけでしょう。ある程度、今の臨時職員に、これ見たら、臨時職員の再任用職員は時間当たりにしたら約倍、1,994円でしょうよ。これ市民が知ったらびっくりします。また、臨時職員の人も知ったらびっくりするんですよ。

再任用はボーナスもある。表面では給料幾らもらわないようだけれども、ボーナス、たくさんもらうわけです。これは皆さん方が自分たちで自分たちのために作ったから、こうい

うべらぼうもない時間給になっちゃうんですが、やはり世間一般に通用するような雇用方法、そして賃金、これにするのが本当だと思うんですよ。

それでまた、近々、今度は同一労働、同一賃金ということも出てくるわけなんですよ。だから、総体、全て包含した中で職員の適正化計画、その辺でやるのはこっちで逃げる、こっちでうまくやろうと思ったら、こっちでしっぽを出しちゃうんです。ですから、その辺を包含した中で皆さんは頭いいですから、やるのが本当だと思うんですけども、どう思いますか。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

臨時職員よりも倍も再任用はもらっているのではないかというお話もございました。

臨時職員につきましては、定型的な単純労務ということで仕事になっておりますので、再任用の職員とは行っている業務が違うということで現在は差がついているという部分があることはご理解をいただければと思います。

お話の中にも出てきましたけれども、同一労働、同一賃金というのがございました。現在、賃金として雇っている職員につきましては、来年度から会計年度任用職員というふうに改めるような方向性も出てきておりますので、そういった制度を構築していく中でこういった賃金体系がいいのか、労働体系がいいのかということも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 再任用の方は経験があるとか何とかいったって、じゃ、むしろ保育士ですか、これのがずっと経験あるわけでしょう、同じ仕事をしていて。そんな中で、片方は資格はあるでしょう。再任用の職員は何の資格もないわけですよ。それが保母より多くもらっちゃっているわけです。それどう思いますか。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 保育士につきましては、確かにその置かれている立場、あるいは労働の状況によってという部分の賃金があろうかと思えます。

また、再任用につきましても、その職種、あるいは労働任務の状況によってそれぞれの置かれている立場によって今現在、適正な額を払っているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 時間がありませんので、次のオリンピックに入ります。

誘致をすることによって市のメリット、当然キャンプ地に決定することにより市の活性化につながると市では考えていると思うんですが、どのような活性化になるのか。

また、オリンピックだけの1回きりのドイツ訪問のために多額の税金を使っているわけですが、そういう中でオリンピック開会中は選手村に宿泊し、選手たちの消費金額は全て東京に落ちるわけですが、事前キャンプ地に成功しても、期間中、市として選手たちに対する経費が発生することも考えられます。それと同時に、このことに関して旭市はホストタウンの申請をしたのかどうか。そしてまた、そうであればホストタウンについては補助金ですか、どのぐらい出るのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、お答えいたします。

まず、オリンピック事前キャンプホストタウンのメリットということになるかと思えますけれども、事前キャンプをすることでオリンピック参加選手などを招いて文化交流、スポーツ交流、人的交流などがまず考えられます。特に子どもたちがオリンピック・パラリンピックの選手など、世界のトップアスリートと交流し、直接触れ合う経験は、子どもたちにとって貴重な財産になるのかなと思っております。

また、学校では相手国の言葉、文化、習慣などを学習するきっかけとなりまして、国際交流の促進が期待できるのかなと思えます。

ドイツのホストタウンにつきましては、平成29年12月11日に登録しております。登録されたことによる費用、経費なんですけれども、ホストタウンの交流事業、きのう、議案質疑の中でお話ししましたが、オリンピック・パラリンピアンへの指導、交流会、そういった費用、それと事前キャンプの際、選手の宿泊、あるいは輸送に関する費用につきましてはホストタウンを登録することによってその事業費に係る対象経費の2分の1、これが特別交付税として措置されるということになっております。

あと、事前キャンプが終わった後でも、ホストタウンというのは終わった後の事後交流というのも考えておりますので、オリンピックが終わった後、またドイツ連邦共和国との交流、卓球、あるいは違うスポーツもあるかと思えます。そういった交流も当然できると思えます。

し、それによりましていろいろ卓球関連のスポーツ合宿、そういったものも旭市で行われるということも考えられますので、そういった地域の活性化にもつながるのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ホストタウンの申請をして、例えば今回はドイツの申請をしてあって、この前の市長の政務報告では、ドイツとはちょっと厳しいようなことが書いてあって、アフリカとありますが、こういうふうに相手国が変わった場合はどうなるのか。ですから、補助金は最高どのぐらい出るのかをお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） ザンビア共和国との事前キャンプについても今交渉しているところでありまして、これにつきましては、ドイツは卓球、ザンビアについては陸上競技とかボクシング、そういった競技ということで今聞いております。ですから、特に同時に事前キャンプ等を行っても支障はないのかなと思っておりますし、ザンビア共和国との事前キャンプが決まれば、当然ホストタウン登録をやる予定でおります。

以上です。

（発言する人あり）

○体育振興課長（花澤義広） いや、国は変わりません。ドイツとザンビア両方のホストタウンということで登録いたします。

（発言する人あり）

○体育振興課長（花澤義広） ですから、今はドイツのホストタウンに登録されておりますけれども、ドイツとザンビア共和国のホストタウンとして旭市が登録することになります。2か国のホストタウンということになります。

（発言する人あり）

○体育振興課長（花澤義広） 最初からじゃないです。これから追加で登録いたします。

（発言する人あり）

○体育振興課長（花澤義広） ドイツが来なくてではなくて、ホストタウン登録というのは、基本的には事前キャンプが決まる、決まらないに関係なく、事前キャンプの誘致と交流事業、それでホストタウン登録ができます。その関係で、ドイツとはホストタウンを行ったわけで

す。

ザンビアにつきましては、ザンビア共和国のほうからキャンプをしたいという打診がありましたので、それで今交渉を進めております。それでキャンプをやるということが決定すれば、ザンビアともホストタウン登録、2か国とホストタウン登録をする、そういう予定であります。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、ドイツのデュッセルドルフ、ここへ行ったわけですが、普通であれば卓球協会の本部へ行くのが本当ですよ。これでは大会をやっている場所へ行ったわけでしょう。向こうにすれば、大会を見に来たのかと、そういう程度しか受けないと思うんですよ。そんな中で、何で卓球協会がある本部へ行かなかったのか。

それから、卓球を呼ぶ呼ぶとやっているドイツのデュッセルドルフ、ここへ行ったわけですが、デュッセルドルフというのは旭市、また千葉県とはどういう関係になるのか、またなっているのか。

それと同時に、今ここで決まらないで本当にドイツから誘致できるのか。誘致できなかつたら、かけた経費が全く無駄遣いになっちゃうわけですよ。修学旅行か何かって話もありましたけれども、そんな中で確率はどの程度なのかお尋ねします。

これは市長が現地に行っているんですから、課長は全然蚊帳の外だから、むしろ市長が今までの経過を説明したほうがみんな理解できると思うんですが。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 経過も、今言われたもので、よく整理をしておかなかったわけで、意に沿ったお答えができるかどうか分かりませんが、お答えをしたいと思います。

まず、ドイツデュッセルドルフとの交流でありますけれども、これは県が姉妹都市を結んでいるというふうなことであります。県知事の親書を持ちながら私どもデュッセルドルフを通じてドイツのオリンピック、卓球のチームを呼ぼうというようなことで始まりましたこの事前キャンプ誘致でありますので、実際ドイツへ行かなければそういった思いが向こうに通じないのかな。

高橋議員が言いましたように、協会のほうの事務所へ行けばというような話もあったんですけども、ちょうど世界大会がデュッセルドルフで行われておりました。デュッセルドル

フに向こうのドイツ卓球協会の連盟か協会か、呼称は分かりませんが、ドイツ卓球連盟の会長が来ておられて、そこでデュッセルドルフのクラブチームの監督がドイツの監督というようなこともありますし、それで会場でお会いをしまして、誘致について来たんだということで、物すごい待遇をしてくれまして、お土産などもいただきながら、大会中でありましたので長時間ではありませんけれども、確約をもらって帰ってきたところでもあります。

地元の旭市の卓球協会長も行きましたし、スポーツ協会の会長も行きましたし、そういった部分では十分に向こうの方々にも意が通じてくれたのかなと、そんなような思いでいたところでもありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そういうふうに確約をもらってきたということであれば、政務報告にもきちっと書いていただきたいと思いますよ。やっぱりそれだけの経費を使っているんですから。

いずれにしても、私は大会の会場へ行くということは、向こうにすれば物見遊山、例えば市長の立場でも、忙しいときに来られたって本腹では話せないでしょうし、またせっかくその行事をやっているところでは、はっきり言って何しに来たんだと。やっぱり敬意を払うには、その協会の事務所へ行くべきだと私は思います。

以上です。あと時間もありませんから、いいです。

○議長（向後悦世） 明智市長。

○市長（明智忠直） デュッセルドルフの会場をやっていたところが卓球連盟の本部だそうでもありますんで、本部も行きまして、我々も目的をはっきり申し上げましてその場所へ行ったわけでもありますので、十分向こうには理解を得たものと思っておりますんで、よろしくお願ひします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 島田和雄

○議長（向後悦世） 島田和雄議員、ご登壇願います。

（13番 島田和雄 登壇）

○13番（島田和雄） 議席番号13番、島田和雄です。5項目、11点について一般質問を行います。

合併後15年目に入りました。1項目めは、合併後の旭市政を振り返るということで、4点質問します。

合併協議会は平成15年から17年にかけて21回開催され、平成17年7月1日に新旭市が誕生しました。私は1市3町合併協議会に旧海上町の委員として参加しておりましたことから、合併後の旭市政の中で特に財政について、これまでの歩みを振り返って質問します。

合併後の旭市の財政運営につきましては、合併協議会では厳しい見通しでありましたが、平成30年度決算での監査報告のとおり、現在は健全な状況にあります。健全性が保たれているのだから、その質問の必要はないだろうという考えもありますが、なぜこのような財政が確立されたのかを振り返り、今後の財政運営の参考になるものが見つかることを期待して質問します。

1点目に、国・県の合併支援について伺います。

合併することで国・県から幾つかの支援がありました。これが合併後の旭市財政に好影響を与えたことは間違いありません。主な支援として、合併特例債がありました。合併特例債の使用状況について伺います。

また、交付税の合併算定替と一本算定の差額の累計額はどのくらいになるか伺います。

それと、合併当初には国・県からのさまざまな合併支援金がありましたが、その合計額はどのくらいであったか伺います。

2点目は、旭市の財政強化対策はどのようなものであったか伺います。

先ほども述べましたが、合併協議会での新市の財政見通しは大変厳しいものでした。このような財政見通しを受け、合併後にどのような財政強化対策が講じられたのか伺います。

3点目は、投資的予算の推移について伺います。

投資的予算は、道路、学校、公園などの建設等、社会資本の整備に要する経費です。質問は、推移としましたが、合併後の投資的予算の合計金額と年平均金額をお伺いします。

また、近隣市、銚子市、匝瑳市、香取市のデータも分かればお伺いします。

4点目は、結果として基金、起債残高の推移について伺います。

旭市は合併後、予算を組むために毎年起債をしてきました。一方で、その償還も予算化されてきました。その結果として、合併時と比べて起債残高の推移はどうであったか。また、基金残高の推移はどうであったか。合併時、平成21年、平成25年、平成29年、現在での金額をお伺いします。

2項目めは、交付税合併算定替終了後、一本算定で収支均衡が図れるかについて伺います。このことについて、見通しと対策を伺います。

3項目めは、琴田地区排水について伺います。

1点目に、対策についてであります。旭中央病院アクセス道、南北線工事で排水路が地下に新設され、これが東琴田地区の排水路である新堀川に接続されました。このことにより、新堀川での排水量が増加し、大雨時に地域に滞水被害が発生する懸念があると、昨年10月、地元区から対策の要望がありました。

市は、新堀川の泥揚げなどで解決したいと表明されましたが、その後、事業化に向けての進捗状況をお伺いします。

4項目めは、広原排水対策での県知事への意見書の提出についてということで、2点伺います。

1点目は、県の対応について伺います。

昨年12月議会で、広原四区の区長名で提出された陳情が可決され、旭市議会から森田県知事に広原排水対策を求める意見書が送付されました。この意見書を送付した後の県の対応はどのようなものか伺います。

2点目に、市の対応について伺います。

広原の排水の問題で県知事に意見書を提出し、改善の要請をしましたが、この場所は市の排水路も多くかかわっています。市も県と協力し、改善の対策を講じていただきたい。旭市はどのような対応を考えているか伺います。

5項目めは、飼料用米とホールクroppサイレージの作付拡充について、3点伺います。

1点目は、旭市水田の減反目標について伺います。

米の生産は、平成30年から国の減反政策がなくなりました。かわりに千葉県農業再生協議会が示した令和1年産の旭市の生産目標はどのくらいか。また、減反すべき目標面積はどのくらいか。そのうち実際に減反が実施された面積はどのくらいか伺います。

2点目は、飼料用米とホールクroppサイレージの作付状況について伺います。

それぞれの作付面積をお伺いします。

3点目は、飼料用米とホールクroppサイレージの作付水田への畜産堆肥の使用促進について伺います。

これらの作付でどのくらいの面積に畜産堆肥が使用されているか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから1の合併後の旭市財政を振り返るの中で、大きく4点質問がございました。

まず、1問目ですけれども、国・県の合併支援についてということで、3点ございました。

まず1点目、合併後の合併特例債の使用状況ですけれども、合併特例債につきましては、平成17年7月の合併以降、さまざまな事業に活用してきました。

平成30年度までに合併特例債を活用した事業は、38事業で、事業債の総額は256億28万5,000円、事業費に対する起債の総額は177億4,370万円となっております。旭市における合併特例債の起債可能額272億4,750万円に対し、残額は95億380万円、執行割合は65.1%となっております。

続きまして、交付税の合併算定替と一本算定の差額の累計額ということですが、合併算定替は普通交付税の算定の特例措置で、合併後10か年度は旧団体ごとの算定した普通交付税の合算額が交付され、その後、5か年度は激変緩和措置により段階的に縮減されるもので、本市においては令和2年度までが対象年度となっております。

平成18年度から30年度までの合併算定替による交付税額と合併後の旭市の本来の交付税額、いわゆる一本算定を比較いたしますと、合併算定替に基づく交付税額は1,008億9,303万9,000円、一本算定に基づく交付税額は816億4,497万1,000円であり、差額は192億4,806万8,000円となっております。

3点目です。国・県からのさまざまな合併支援金があったが、合計額は幾らかということですが、交付税では合併直後の臨時的経費として、平成18年度から平成22年度で6億7,939万9,000円が基準財政需要額に算入されました。これは、行政の一体化に要する経費として、住民サービスの水準の調整等に係る経費に要する経費分として措置されたものです。

特別交付税では、合併後の需要に対する包括的措置として、平成17年度から19年度で7億

8,127万8,000円が措置されました。

国庫支出金では、総務省から市町村合併推進体制整備費補助金として、平成18年度から26年度まで5億4,000万円が交付されました。

県支出金では、合併後の一体的なまちづくり等を支援するため、ふさのくに合併支援交付金として、平成16年度から平成20年度までで7億円が交付されました。

これらの支援事業のうち、普通交付税の措置は合併算定替に含まれておりますので、その分を除いた支援措置の合計は20億2,127万8,000円です。

続きまして、2項目め、旭市としての財政強化対策ということですが、財政強化対策としまして、市では合併以降、職員適正化に基づく人件費の削減や行政組織の見直しなどを進めてきたほか、自主財源を確保するため、徴収対策を強化し、市税等の収納率の向上に努めるなど、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

市の財政状況については、合併算定替の終了に伴う交付税の減少や、少子高齢化の進行等により厳しくなっていくと思われませんが、今後もこれらの取り組みを継続して実施することで健全な財政運営を維持してまいりたいと考えております。

続きまして、3項目め、平成18年度から平成30年度までの投資的予算の推移についてでございます。

平成18年度から30年度までの投資的経費の合計額は574億3,758万8,000円で、平均額は44億1,827万6,000円です。

近隣団体の状況につきましては、同じく平成18年度から30年度までの投資的経費の合計額と平均額を申し上げます。

匝瑳市の投資的経費の合計額は238億7,244万4,000円で、平均額は18億3,634万2,000円、銚子市につきましては、合計額305億5,333万5,000円、平均額23億5,025万7,000円、香取市、合計額683億5,689万3,000円、平均額52億5,822万3,000円となっております。

続きまして、(4)番、基金残高、起債残高の推移はということで、18年度から4年ごとに30年度までということでございますけれども、平成17年度末現在で、基金残高につきましては32億58万4,000円、平成21年度末現在、57億350万8,000円、25年度、116億3,491万1,000円、29年度、177億7,390万3,000円、平成30年度、174億6,571万5,000円となっており、平成17年度と30年度の差し引きでは142億6,513万1,000円の増となっております。

続きまして、市債です。

市債現在高、17年度末現在で253億9,696万8,000円、21年度末現在、264億1,860万5,000円、

25年度末現在、277億236万9,000円、29年度末現在、273億5,213万8,000円、30年度現在、282億4,280万6,000円となっており、平成17年度と30年度を比較しまして28億4,583万8,000円の増となっております。

続きまして、3の2の(1) 交付税一本算定で収支均衡が図れるかということで、その見通しと対策についてということでございます。

交付税の合併算定替につきましては、平成28年度から段階的に減額されており、令和2年度をもって終了いたします。令和3年度からは一般算定の額となるため、平成30年度決算額と比較して、試算で4億2,700万円ほど交付税額が減少される見込みであり、今後は合併算定替の終了に伴う歳入の減少に合わせ、適正な予算規模で収支の均衡を図っていく必要がございます。

収支均衡に向けての対策につきましては、職員適正化計画に基づく適正な定員管理の推進などの行財政改革の取り組みの一層の強化を図るとともに、事務事業評価などを活用した事務事業の選択と集中による一般財源の計画的な縮減や公共施設の再編、長寿命化等による経費の削減などにより適切な財政運営を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、私からは3項目めの(1)でございます。琴田地区の排水について対策についてということでございます。

議員がおっしゃる新堀川、通称嚶鳴新堀という排水でございますけれども、こちらのしゅんせつ等について進捗状況はどうなっているのかというご質問でございました。

では、回答でございます。

旭中央病院アクセス道の流末となる当該排水路については、現在、水路管理者である干潟土地改良区としゅんせつ等の協議を進めております。協議が調い次第、当該用排水路を利用する地元関係団体の協力も必要とされることから、協力を促すための説明会を今後行う予定となっております。

続きまして、4項目め、広原排水対策での県知事への意見書の提出についてということで、1点目でございます。県の対応についてはどうなっているのかということでございます。

では、回答でございます。

本年4月26日、現地にて千葉県海匠土木事務所と私ども建設課合同で、県道飯岡停車場線を初め、飯岡バイパス交差点の冠水箇所への立ち会いと状況確認を行いました。

この立ち会い確認で、道路、排水施設等の破損状況や汚泥堆積等の現状と各県道の排水流末の状況確認を併せて実施いたしました。

この現地状況を踏まえ、飯岡バイパスを横断するボックスカルバートの清掃と流域調査を今年度実施する予定と伺っております。

その次に4項目めの2点目でございます。市の対応についてという内容でございました。では、回答でございます。

市の対応につきましては、市道などを経由し、県道飯岡停車場線の冠水箇所に集まる雨水や道路排水による経路と側溝等の排水勾配について、調査と確認を行っております。

また、流末として分散が可能である河川について調査を行っているところであります。

今後、千葉県海匠土木事務所の調査への協力や調査結果に伴う工事等の対応について、連携を図り、道路冠水を解消していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、5番の飼料用米とホールクroppサイレージの作付の拡充について。

初めに、（1）の今年度の旭市の目標面積と減反すべき面積についてお答えいたします。

令和元年度における千葉県農業再生協議会から旭市農業再生協議会へ提供された生産目標面積は2,518.4ヘクタールでございます。

いわゆる減反すべき旭市の目標面積は851.2ヘクタールとなっております。そのうち減反となる面積は491.7ヘクタールでございます。

次に、（2）の飼料用米とホールクroppサイレージの作付状況につきましてお答えいたします。

今年の営農計画書を集計した数字になりますが、まだ実績ではございませんが、今年の作付状況は、飼料用米が442.9ヘクタール、ホールクroppサイレージ用稲が44.4ヘクタールとなっております。

次に、（3）の飼料用米とホールクroppサイレージの作付水田への畜産堆肥の使用促進についてでございますが、現在の水田への堆肥の実績になりますが、こちらのほうはどのくらいあるかというご質問でございました。現在、飼料用米の水田への畜産堆肥の使用状況については、市では実績数値をつかんでいないため、県農業事務所のほうへ確認をいたしました。県でもデータのほうの収集がなく、具体的な使用数量は現在のところ不明であるとの回

答でございました。

土壌改良、生産コストの削減などのため水田に畜産堆肥を投入している農家が複数あるという情報はつかんでいるとのことでございました。

また、ホールクroppサイレージ用の稲については、今年の耕畜連携の計画書によりますと、作付面積44.4ヘクタール、農業者26件なんですけれども、そのうち約36.5ヘクタールに堆肥を投入する計画となっているように伺っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、国・県の合併支援ということでありましたけれども、まずは合併特例債につきましては177億円くらいを使用したと、これまで。それから、合併算定替と一本算定、この差額の累計が30年度までに192億円余りあったと。それから、合併当初の支援金につきましても20億円余りあったということでありまして、合計しますと212億円、これまで、そういったような多額の支援があったことが分かったわけでありまして。

これは、大変大きな金額だなというふうに感じた次第であります。ほぼ旭市の予算に近いのかなと、その程度の支援がこれまでであったということが分かりました。

合併特例債につきましては177億円くらい、これまで起債したということでありましたけれども、答弁がありましたが、この合併特例債につきましては合併当初10年間の限定使用だということで、277億円余り使えるというような説明があったわけでありましてけれども、その後、東日本大震災が起きまして使用期限が、きのうも答弁ありましたがけれども、令和12年まで延長されたということになりましたけれども、当時最初の説明があったころにつきましては、合併特例債は277億円使えるといったような中で、旭市は半分くらいの使用に抑えるんだというような説明が当時執行部からされていたのを覚えておりますけれども、私としましては、当時思っていたことは、せっかく国がこれだけの支援、277億円使っていていいですよと言っていたような中で、半分くらいしか使わないんだといったような説明をちょっとどうかというふうに思っていたわけでありました。

これまでの合併特例債の発行に当たっての考え方といいますか、それはどういうものであったのか。また、その考え方がこれまで市財政にどのような影響があったのか。その辺についてお伺いします。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○**財政課長（伊藤義隆）** それでは、合併特例債発行の考え方と市の財政への影響についてということでございます。

本市では将来の財政負担等を考慮し、合併特例債の発行に当たっては新市建設計画に基づき、事業効果の高い事業など慎重に対象事業を選定しながら、この起債を活用してまいりました。

その結果、平成30年度末の合併特例債残高は95億円ございますけれども、こういった慎重な活用方法により市の財政につきましても健全な財政状況を維持しており、将来負担比率についても良好な水準を保っております。今後も広域ごみ処理施設整備事業などの大型事業に係る歳出が見込まれておりますので、そういった必要性の高い事業を慎重に選択しながら、合併特例債をうまく活用していきたいというふうに思っております。

○**議長（向後悦世）** 島田和雄議員。

○**13番（島田和雄）** 慎重に選択しながら使われてきたと、有利と思いつながらもそういった姿勢で使われてきたといったような結果が今の財政へ、結果として旭市の財政負担が緩やかになったというようなことで、今の財政状況につながってきているのかなというふうに感じた次第であります。慎重な姿勢がよかったのかなというふうに感じました。

次に、2点目の旭市の財政強化対策についてお伺いしたわけでありましてけれども、一つとして、職員の適正化計画、これに基づく人件費の削減がこれまでといたしますか、合併時と比べて減少しているというふうなことでありますけれども、この効果額、適正化計画についての人件費の削減額、それから市税の収納率の向上、これにつきまして合併時と比較しましてどういふものであったかお伺いしたいと思っておりますが、市税につきましては、合併後、平成19年度に国から税源移譲がありまして、市税が若干といたしますか、かなり増えたということでありましたので、19年度と比較してどうであったかお伺いします。

○**議長（向後悦世）** 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○**財政課長（伊藤義隆）** それでは、財政強化対策の効果額ということで、18年、19年度との比較ということでございます。

財政強化策の一つとして、まず人件費のほうです。

職員適正化計画に基づきまして職員数の減に伴う人件費の縮減額について申し上げますと、人件費は平成18年度決算額と30年度決算額を比較しますと、約11億9,709万6,000円の減とな

っております。

徴収強化対策による市税の徴収率及び収入済額につきましては税源移譲のあった平成19年度と30年度で比較いたしますと、国民健康保険税を除く市税の徴収率につきましては、平成19年度、81.93%に対し、平成30年度、92.01%で、差し引き10.08ポイント上昇しております。

収入済額は、平成19年度、71億4,905万6,000円に対し、30年度、75億8,954万3,000円で、差し引き4億4,048万8,000円の増となっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） ただいまの答弁で、人件費につきましては合併時と比較して11億9,000万円の減少と。それから、市税につきましても徴収率が大幅に増加しまして、4億4,000万円、恐らくこれ調定の額としてはそんなに変わらないと思うんですけども、徴収率の上昇ということで4億4,000万円の収納といいますか税徴収が増えたということで、人件費もだいぶ減っておりますけれども、特に市税の徴収につきましては10%収納率が上がったということが本当に素晴らしいなと驚きで、実際見てみますと驚いたわけでありまして。これだけ恐らく最初のころ、合併当初の皆さんが怠慢だったというわけではないとは思いますが、その後、これだけ皆さんの努力で上がって4億円以上の効果を上げてくれたということが、これは素晴らしいことだなというふうにこの答弁をお伺いして感じた次第であります。

次に、投資的予算、この推移についてお伺いをしました。これまで合併協議会の議論の中では2通りのシミュレーションがありまして、投資的予算を一つは年間36億円、もう一つは46億円と2通りの試算をされていたわけでありまして、46億円の投資をしますと、もう最初の年から赤字だというような試算が示されていたわけでありまして、36億円にすれば何とかやっていけるのかなというような、そういったようなシミュレーションでありました。

そういった中で、年間44億円、旭市ではこれまで平均しますと投資をしてきたということで、これも合併協議会でのシミュレーションの赤字になるほうのシミュレーションをやってきたわけでありまして、周辺市と比較しましても遜色ないといえますか、香取市が52億円で旭市よりも若干多いわけでありまして、これは人口規模も多いし、そういった中で多いのは、とんとんくらいかなと、旭市と。そういうふう感じております。

そういうわけで、しっかりとこれまで社会資本の整備、計画どおりにやってこれたという

ようなことだろうということが、そういったことが分かった次第であります。

次に、結果として基金、起債残高、この推移についてお伺いしたわけでありまして、基金につきましては、毎年のように積み増しがされてきました。合併時と比較しますと142億円が増えたというような答弁でありました。これもまたすばらしい結果だなというふうに感じております。

起債残高につきましても、増えてはいますけれども、この償還につきましては、議員の皆さんは分かっていると思いますけれども、これは全て旭市の負担となるわけではありません。償還に当たっては、国の負担分が交付税措置されます。合併時と今を比較いたしまして、起債残高に占めます旭市の試算と国の負担分としての交付税措置される額、これをお伺いしたいと思います。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、起債額に対する交付税算入見込額と市の実質負担見込額及び割合について、平成17年度と30年度の状況を比較いたしますと、平成17年度末時点での起債残高253億9,696万8,000円に対する交付税算入見込額は150億4,944万8,000円、市の実質負担額は103億4,752万円、負担割合は40.7%です。

平成30年度末時点での起債残高282億4,280万6,000円に対する交付税算入見込額は249億2,338万4,000円、市の実質負担額は33億1,942万2,000円、負担割合は11.8%でございます。

起債残高は28億4,583万8,000円増えているものの、比較しますと交付税算入見込額は98億7,393万6,000円の増で、市の実質負担額は70億2,809万8,000円の減、負担割合は28.9ポイントの減となっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） 起債償還の実質的な負担につきましては、旭市、17年末の実質的な負担につきましては旭市は平成17年当時で103億円、起債残高は253億円余りあったんですけれども、実質的な負担としては103億円。それから、現在30年度末では、起債残高としては282億円と増えておりますけれども、交付税措置される結果、実質的な負担額は33億円余りと、そういう金額になっております。

なぜこういうふうになったのか。旭市にとっていいことなんですけれども、その辺の理由についてちょっと説明をお願いします。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） なぜ市の負担額が大幅に減ったのかということでございますけれども、市債の平成17年度と30年度の比較から、起債残高は増えておりますが、市の実質負担額については大きく減少しております。

これは、主に合併特例債などの交付税算入のある有利な起債を活用したことなどによるものです。

以上です。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） 分かりました。

基金と起債の残高についてお伺いしたわけでありまして、市民の皆さんにとりまして、基金につきましては貯金だということで、これはよく理解されていると思うんですけれども、起債残高ということにつきましては、市民の皆さんの理解としましては、今282億円、これが起債残高として旭市は残っているということで、広報なんかにお知らせが出来ますけれども、これだけ旭市に借金があるんだと、そういったのが市民の皆さんの理解だと思います。

ところが、実際はそうではなくて、旭市の負担としては33億円、桁が一つ違うんですよ、これね。そういうことありますので、この辺について、やはり市民の皆様にもそういったところを、旭市民が負担するのはこれだけですよというふうなことをしっかり伝えていくのが大事じゃないかなというふうに感じておりますけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の4回目質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 市の財政状況につきましては、広報紙で市民の皆さん方に公表しているところですが、その辺の細かいところにつきましては市民への報告というのがなされておられません。どのような形でできるか、ちょっと研究させていただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） 細かいというか、簡単だと思うんですけれども、国がこれだけ負担してくれるんだと、旭市の負担としてはこれだけでいいですよといったようなことをお伝えしていただければ、それでも市民の皆さんも理解していただけるのかなというふうに思います。

いずれにしても、合併15年目に入ったわけでありませうけれども、合併時、本当に苦しい旭市の台所だったわけでありませうけれども、よくここまで健全化したなというふうには、私実際に感じているところでありませう。

ただ、健全化といっても旭市は財政力指数、これにつきましては0.5を切っているわけでありませう、自主財源は乏しいわけでありませうので、今後もこれまで同様に慎重な財政運営をしていただければというふうには思っているところでありませう。

次に、2項目めの交付税合併算定替終了後の一本算定で収支均衡が図れるかということでありませうけれども、見通しと対策についてお伺いしたわけでありませう。

これまで合併特例期間というのは、考えてみれば一本算定になっても市政運営ができるまでの準備期間、そういうことであつたらうと思ひませう。国の支援もそのためにあつたわけでありませう。

これまで皆様の努力でだいぶ一本算定になつてもいいかなと、準備が整つてきたのかなというふうな感じも受けておひませう。今後も、今財政課長から答弁があつたような取組み、一つ一つ着実に実行していただきませう、適切な財政運営につなげていただければと要望をいたしませう。

次に、3項目めの琴田地区の排水について、対策についてお伺いしたいと思ひませう。

新堀川の管理につきましては、干潟土地改良の管理というふうになつているわけでありませうけれども、しゅんせつ等に係る費用についてはどのように市としては考へているのか。しゅんせつで対応してくれというふうなお話、答弁がありましたけれども、その辺についてお伺いしたいと思ひませう。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めませう。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、当該水路のしゅんせつ等に係る費用の負担割合はという内容でござひませう。

昨年10月、地元との打ち合わせの中で、私どもの計画した排水が流末となる水路についてしゅんせつを行ひませうという回答をしたものでござひませう、そこで負担割合というお話でござひませう。

現在、協議が調つておりませうので、費用の負担割合についても不明確でありませう。

しかしながら、費用の負担のほかにも施工範囲、作業工法等の協議も生じるため、干潟土地改良区はもちろぬ、地元関係団体からの協力も必要となひませうので、今後、関係機関と協

議を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） これから協議をしていくというようなことでありますけれども、この新堀川は、干潟土地改良の施設として排水路が整備されたわけでありまして、当時はそういう形で整備されたんですが、今は状況をよく見ますと、琴田集落、あの辺の幹線排水路になっております。非常に公共性が高いのかなというふうに感じているところであります。

このような幹線排水路につきましては、災害対策、泥がたまっていますので、泥や草、そういうのがありますと排水が進まなくて滞水被害がまた大きくなるというようなこともありますので、そういった観点からもしっかりした管理というのが必要になると思います。

市が主体となって、こういった幹線排水路につきましてはしゅんせつ等かかわってもらいたいと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、災害等の防止の観点からしゅんせつ等を市が主体となって行っていただきたいというような内容でございます。

回答します。

道路排水のほか、家庭からの排水が当該水路などの幹線排水路へ流入していることは市でも確認しております。水路に土砂等が堆積している原因については、今のところ不明でございますが、道路排水以外の原因により堆積している可能性もありますので、水路管理者である干潟土地改良区と協力しながら要望の調査を実施し、原因を究明していきたいと考えております。

しかしながら、水路等の維持管理につきましては、市は干潟土地改良区に排水負担金を支払っていることから、水路管理者が主体となっただき、対応をしていただくことが望ましいかと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） 排水負担金、これを市が、たしかこれ予算書を見ますと1,500万円くらい、干潟土地改良区には支出されていると思いますけれども、これにつきましてはまた後で議論したいと思いますが、だいぶ古い時代といいますか、以前にいろんな状況を考

えて設定されたさまざまな条件の中でこの金額が決まってきたわけでありまして、その後、だいたい社会的な状況も変化してきております。当時から思いますと、いろんな排水路が土地改良の施設に入ってきておりますので、そういった状況もいろいろと思いながら、排水負担金という言葉が出てきましたので、それにつきましてはまた次の議会でじっくり議論したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

いずれにしても、そういった中で問題解決するための対策はしっかりとやっていただくよう、よろしく申し上げます。

次に、広原の排水対策の中で県の対応がどうかというような質問をさせていただきました。対策としては、いろいろ調査をしてくださっているということでありまして、それを踏まえてバイパスを横断するボックスカルバートの清掃、これをまずやると、一つはですね。それから、流域調査を今年度実施する予定と、そういうような答弁がございました。

この調査というのは具体的にはどういう調査をされるのか、分かればお伺いします。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、調査内容というお話でございます。

千葉県海匠土木事務所へ調査内容を確認したところ、冠水原因と現状排水施設の問題点の洗い出しを行うということでございます。

内容につきましては、抜本解決に向けた排水施設の断面や勾配、最適流末の選定や流末条件等を把握、整理し、最大限に排水効果の発揮できる方法の選定を行いたいとの回答がございました。

以上です。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） かなり具体的な話が出てきたのかなと思いますけれども、こういった調査をされているわけでありますが、今後のそれらについての事業計画とございますか、そういったものがどのようになっているのか、分かればお伺いします。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、今後のスケジュールというお話でございます。

こちら海匠土木事務所へ確認をした内容でございます。

まず、今年度の第3四半期までに、先ほどご説明いたしました調査を発注する予定とのこ

とです。また、年度内をめどに調査成果を整理することと伺っております。

なお、飯岡バイパスを横断するボックスカルバートの清掃を今年12月ごろに実施したいと考えているという内容でございます。

次年度以降の予定といたしましては、排水施設整備についての予算を要求し、工事着手に向けた準備を進めていきたいとっておられました。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） 県のほうも予算の要求とかそういうことで、だいぶ積極的に対応してくれているのかなというふうに感じております。

広原排水対策につきまして、旭市議会からの意見書の送付を受けて、県の対応が今の答弁でだんだん分かってまいりました。

先ほどの答弁には、調査をして最大限に排水効果の発揮できる方法を選定をしたい。今の答弁では、工事着手に向けた準備を進めるといったような言葉もございました。大変心強く思っている次第でありまして、このとおりになるよう、ひとつ市のほうとしましてもよろしく願いいたします。

次の市の対応についてもお伺いしたわけでありまして、市と県で広原区の長年の課題が解決できますように、連携してよろしく願いします。いろいろ質問しても、まだはっきりとした答弁はできないと思いますので、連携してよろしく願いしたいと思います。

次に、5項目め、飼料用米とホールクロップサイレージの作付の拡大について、まずお伺いしたのは、旭市水田の減反の目標についてお伺いをしました。

旭市が減反すべき面積が851.2ヘクタール、実際に減反されたのは491.7ヘクタールで359.5ヘクタールが今後さらに減反しなければならない面積だということが分かりました。

そうした中、最近の主食用米の価格が堅調で、国全体では主食用米の作付が増えていると。農水省では、このままではいずれ米価が低迷しかねないといったような判断で、水田の活用の直接交付金の申請期限を2回延長しました。これはどういうことかといいますと、主食用米で作っている米を飼料用米に変更してくれと、そういう申請をしてくれといったような要請なんですけれども、2回延長されたわけでありまして、このことにつきまして旭市ではこの要請に応じて申請を申し出た農家はどのくらいあったのかお伺いします。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 先ほど議員のほうで、減反をしなければならぬというような言葉がありましたけれども、ちなみに30年度からはそういった配分は廃止されましたので、目安という表現で今使われておりますので、その辺をご理解いただきたいなというようなことでございます。

さて、今ご質問にありました国のほうが2か月延長した、それで市のほうはどのくらいあったのかというようなことでございますが、国のほうは追加、変更等の受け付け期間を9月2日まで延長したところでございます。

議員おっしゃったように、近年、主食用米の価格のほうは安定していきまして、上昇傾向にあることから、市内の生産者からは主食用米から飼料用米等の新規需要米に取り組みたいというお申し出のほうは今のところございませんでした。そういった状況でございます。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） 一人もいなかったというような答弁でありましたが、農水省から市に対して、直接そういった要請がなかったのかということなんですけれども、それに対して市はどういった対応をされたのか。その辺についてお伺いします。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 国のほうから直接要請がなかったのかというふうなお話でございます。

今回の延期に関しましては、国のほうからメールで通知があったような状況でございます。

しかしながら、例年、いつも国のほうからは県を通じまして5月、10月とキャラバンという形で市長のほうを訪問しまして要請がされているところでございますので、今回は市の取り組み状況を見た中でメールでの通知であったのかなというふうに感じております。

市の取り組みといたしましては、今年度より飼料用米生産者協議会のほうが立ち上がりまして、そういった推進のほうに取り組んでいるところでございます。

また、今年の飼料用米に取り組んでおります農家133軒に対しまして、受け付け期間が延長されました旨のお知らせを送付しました。

また、市の窓口のほうに来庁されました関係する方につきましては、直接PR等を行ってきたところでございますが、増加にはつながらなかったというような結果でございます。

なお、千葉県におきましては、市内の水稻作付面積が5ヘクタール以上で取り組んでいる54軒の農家を個別に訪問しまして、PR等を行ったわけではございますが、そちらの県のほ

うの成果としても増加にはつながらなかったというような状況でございます。

市のほうで昨年、飼料用米の作付面積のほうが昨年並みではあったんですけども、昨年の取り組みとしては、飼料用米の多種品種の種もみのほう、そちらのほうの利用を推進しまして、結果として例年よりは2割程度増えてきたというようなことで、今後もまたそういった種もみを専用品種を使うことによりまして、そういった出荷量というのはかなり増加していくというようなことで収益の増につながれば、今後また増えていくのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） そういった専用品種を使って増産を図るということは一ついいことだろうと思いますけれども、作付なんですよ、問題は。主食用米が増えると、今度は主食用米の価格が下がるという傾向になりますので、そういうことのないように、次の質問にも関連してきますけれども、そういう取り組みをお願いしたいと思います。

次に、（2）飼料用米とホールクroppサイレージの作付状況についてお伺いしたわけがありますけれども、飼料用米は442.9ヘクタール、ホールクroppサイレージが44.4ヘクタール、合わせて487.3ヘクタールということで、これが旭市の減反面積の大部分を占めるといったようなことになっていると思いますけれども、そういった中で、まだまだふやす必要あるわけでありまして。減反面積、目標に達していませんので。

飼料用米の制度ができる以前であれば、湿田の多い旭市では、減反というのはなかなか難しいのかなと感じていたわけでありまして、この制度が始まってからは、補助金がつきまして、主食用米と同程度、うまくいけばそれ以上の収入を得ることができます。

これが減反にカウントされているということでありますので、できればできるだけ多くの皆さんに飼料用米、ホールクroppサイレージ、減反の面積が達成できるまで市には推進していただきたいと思いますが、その辺についてお伺いします。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 議員のおっしゃるとおり、そういった面積が残っているというふうなことで、当然先ほど申し上げたように、高収益につながるような取り組みであれば、どどん市としても推進はしなければいけないのかなというふうに考えております。

先ほど申し上げましたように、市では飼料用米の生産者協議会というものができまして、

そこと飼料用米の利用者協議会、双方がありますので、他の地区に比べればそういった面でかなり有利な地区なのかなというふうに感じております。

そこで、地域に循環される仕組みが現在できておりますので、また市の上乗せ補助といったようなものも独自に行っている点があります。そういった有利な点をそれぞれ農家のほうに丁寧に説明を行いまして、取り組み面積の拡大のほうに向けまして、今後も推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○13番（島田和雄） よろしく申し上げます。

最後に、飼料用米とホールクロップサイレージの作付水田への畜産堆肥の使用促進について、再質問しますが、実績については、データとしてはとっていないというようなことではありますが、そういった中で、ホールクロップサイレージについては耕畜連携での計画書で一定の数字が把握されているようではありますが、このホールクロップサイレージを含めまして水田への堆肥の使用の効果と申しますか、そういったものにつきまして公的機関などで検証結果があればお伺いしたいと思います。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 堆肥の使用について公的機関などの検証結果があればというふうなことでございますが、大変申し訳ございません、専門的なデータが、今のところそういったものが市のほうにはございません。

そこで、県の農業事務所のほうの営農指導を担当しているところのほうへ電話をかけまして確認をしました。そうしたら、担当のグループリーダーの方が市のほうへ参りまして、現在の状況等いろいろお話を聞くことができたわけなんですけれども、水田への堆肥の施用につきましては、それぞれのほ場の条件によりましてかなり違ってきているというようなことでありました。堆肥など有機質の資材の水田への使用効果としては、土壌の改良による土づくりの効果、また作物に対する養分供給など行われる肥料的効果があるということでしたが、現在そういった土壌分析とかそういった行っている結果がないというようなことでありました。

過去には、土地改良事業をやりまして、面耕地とかそういった場合には当然土地改良事業の中で土壌分析とかいろんなものを行った中で飼料の施肥計画などを立ててやったというようなことは聞いたことがございます。

特に土壌改良などのために堆肥利用し、飼料のコストが削減しまして生産コストの削減に

つながりますので、そういった窒素成分が多くなるような栄養価の高い飼料用米などの生産につきましては高価が期待できるというようなお話も伺っていますので、そういった中で今後もちよっと県のほうと相談しながら考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） 飼料の堆肥をやることによっていろんな検証というのはあると思いますが、すけれども、収量が上がるかどうか、その辺の検証というのを伺いたかったんですが、そういったようなあれはなかったんですが、これだけ飼料用米が盛んになっているわけですので、どっかではそういった結果が出ているところがあるんじゃないかなというふうに思います。

私何人かの農家の方から聞いた話を総合すれば、砂地の水田に堆肥を投入すると。これによりまして、増収が期待できるということでありました。岩土の絡んだような地力のある水田に投入しますと、逆に稲が飼料用米といえどもでき過ぎちゃって寝ちゃうというようなことがありましたけれども、砂地は地力が肥料分がみんな抜けてしまいますので、そういうところにはある程度大量に投入しても稲は寝ないと、効果が期待できるというようなことを伺いました。

そういうことは増収が期待できるわけでありまして、農家の所得の向上につながるということになるわけでありまして。

一方で、旭市におきましては、畜産が盛んで、大量の堆肥があるわけでありまして。畜産農家におきましては、これを施肥するために耕作地を探しているんですね、実際はね。いい堆肥は確保してあるんだけど、施肥するための田畑がないと。畑につきましては、ほとんど今堆肥が散布されているような状況だろうと思います。ですので、田んぼなんですよ。先ほど言いましたけれども、田んぼ、ほぼ500ヘクタール、飼料用米、今現在作られていると。ホールクroppサイレージも含めて500ヘクタール作られているといった中で、実際に堆肥が散布されているのは1割以下しか散布されていないというような答弁がございました。

これはどういうことかといいますと、よいというのは分かっている、うまく双方のマッチングができていないんですよ。それをうまく進めるためのいい解決方法が考えられないか、その辺について伺います。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、畜産農家と稲作農家とのマッチングがうまくできるようなものはないのかというようなお話でございました。

飼料用米など生産拡大、コスト削減につながるような稲作農家と畜産農家を今後も結びつけてまして、継続的に取り組んでいけるような仕組みを考えていきまして、何かうまくいくようなものを進めたいなど。それには当然関係機関と進めていかなければできない状況でありますので、今後ちょっと検討していききたいなというふうに考えております。

ちなみにではあります、県のほうでは、畜産関係のほうから畜産堆肥の利用促進のために堆肥促進ネットワークというものが構築されております。これは畜産農家のほうで、畜産農家と耕種農家のほうのマッチングを図るために設置されているものであります。ネットワークは、市内畜産農家36軒が登録されまして、飼料堆肥の成分分析まで公開されているようなものがあります。

そういった情報を耕種農家のほうのニーズがカバーできるようにはなってはいるんですけども、なかなかそういった情報まで周知が図れていないのかなというようなことで、県のホームページに載っておりますので、そういったものを市のほうでも市内の農家に周知を図っていきまして、今後もそういったものをうまく活用されるように努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） もう時間がありませんけれども、それは分かっているんですけども、うまく機能していないんですよ。ですので、市が中心になってぜひこれをやっていただいて、その取り組みがうまく進めば稲作農家と畜産農家の連携が進んで、地域の中で循環する農業が確立できると思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員、発言持ち時間がなくなりましたので。

○13番（島田和雄） 終わりました。ありがとうございました。

○議長（向後悦世） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、3時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時40分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 保

○議長（向後悦世） 伊藤保議員、ご登壇、お願いします。

（12番 伊藤 保 登壇）

○12番（伊藤 保） 議席番号12番、公明党、伊藤保。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

初めに、九州北部を中心とした記録的な大雨の影響により大きな被害が出ました。また、台風15号で被災に遭われました方々に心よりお見舞いを申し上げます。

早速、質問に入ります。

九州佐賀市で、このほど双子や三つ子など多胎児を育てる親たちへの理解と支援を促す全国フォーラムが開かれました。当日は、多胎児を持つ親や行政関係者ら200人が参加し、フォーラムでは多胎児の親を取り巻く育児環境の厳しさが取り上げられました。双子や三つ子など、多胎児の育児は、一度の妊娠で1人の胎児を宿す単胎の場合とは違い、主にゼロ歳から3歳の時期に通常よりも大きな負担が母親にかかることが強調されました。

専門家によると、多胎児の育児では、1人が泣きやんでも、すぐにもう1人が泣き出す。双子なら1日16回、仮に三つ子なら24回の授乳が必要で、哺乳瓶などの洗い物も、単胎の2倍、3倍以上になります。夜泣きも交互に続くため、いつも睡眠不足の状態、精神的に余裕がなく、不安感が深まっていくと言われています。

また、買い物などで外出をしたくても、双子や三つ子を連れていくには母親1人では人手が足りず、外出自体を控えるようになり、社会的に孤立してしまう人も少なくありません。

多胎児を育てる大変さは周囲に理解されにくく、その負担の重さから虐待のリスクも高まると指摘されています。

そこで、1項目め、子育て支援について。

1点目、多胎児育児について、旭市の年間の多胎児の出生件数が何件か伺います。

次に、旭市では環境美化推進に関する条例がありますが、その中には空き地に関する項目がありますが、特に住宅街の中にある管理されていない空き地は、夏になると草木が繁茂し、害虫の発生や不法投棄、犯罪、火災など生活環境に著しい影響を及ぼしかねません。ほかの

自治体の中には、空き家、空き地に関する条例として環境美化とは別に、空き家と同等の扱いにして、厳しくしています。

今年も空き地の苦情があったと思いますが、1点目に、住宅街の空き地について苦情は年間どのくらいあるのか伺います。

2番目に、6月の一般質問では、高齢者のごみ出しについて伺ったところではありますが、戸別収集によると予算やほかの問題もあり大変難しいと言われておりました。ごみの戸別収集において、千葉県内では実施している自治体はあるのか伺います。

3項目めに、消防について、火災発生時、通報が千葉県広域になってから、誤報が多いように思われます。誤報でも火災通報があれば消防団など駆けつけなければなりません。火災通報と誤報は何件あるのか。また、火災には定義があると思いますので、定義を含めて1点、伺います。

以上、再質問は自席で行います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは、私のほうから伊藤保議員の一般質問1、子育て支援について、（1）多胎児育児について回答いたします。

市では、お子さんが生まれた全てのご家庭を対象に、出生から4か月以内に保健師や助産師が訪問し、体重測定や授乳指導、育児相談等を行う赤ちゃん全戸訪問事業を実施しています。

ご質問の内容に最も近いと思われる件数といたしまして、この赤ちゃん全戸訪問を行う対象として把握した家庭の中から、過去5か年における多胎児、双子や三つ子などのいる家庭件数を申し上げます。

平成26年度、4件、平成27年度は7件、平成28年度は4件、平成29年度は3件、平成30年度が3件、5か年の平均をいたしますと年間4件程度となります。

以上です。

○議長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（木内正樹） 私のほうからは、2項目めの環境についての、初めに1点目、住宅街の空き地について、年間の苦情件数についてお答えをいたします。

空き地の雑草について、環境課に近隣の住民から害虫の発生や火災等の事故防止のための草刈りについて、土地所有者に対して適正な管理をするよう指導の要望がありますが、平成

28年度は158件、平成29年度は118件、平成30年度は94件でした。

続きまして、2点目の県下で高齢者を対象としてごみの戸別回収を実施している市町村についてお答えいたします。

千葉県内で高齢者や障害者に対して特例的に戸別収集を実施している市町村は、県の北西部の8市と、近隣では香取市が実施しており、合計9市となります。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、私のほうから3項目め、消防について、（1）防災無線の誤報についてご回答を申し上げます。

その中で、千葉県広域になりまして誤報の数が多くなっているのではないかということと、火災の定義についてでございます。

ご質問の中で、千葉県広域ということでございますが、これをちば消防共同指令センターと読み替えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

誤報につきましては、通報の件数に伴って変化をいたします。ちば消防共同指令センターへ移行後、件数が増えたということではございません。近年の通報件数と誤報扱いとなった件数であります。平成28年が通報件数43件、誤報扱い件数は20件、この差の23件が火災の出火件数でございます。平成29年が通報件数52件、誤報扱い件数26件、平成30年は通報件数が40件、誤報扱い件数17件でございます。

旭市防災行政無線の火災扱いといたしましては、消防隊が火災出動指令により出動しまして現場確認した結果、火災ではないと判明した場合に誤報の放送を行っております。

なお、火災の定義には、三つの要素がございます。

一つ目は、人の意図に反して、これは思いに反するということでございます、反しまして、または放火により発生したもの。二つ目は、消火の必要のある燃焼現象であること。三つ目は、消火するために消火器などこれに伴う器具を使う、またはこれと同程度の効果のあるものの使用を必要とするもの。以上の三つの要素が全て含まれているものが火災と定義されております。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） まず、現在、旭市で多胎児を持つ家庭に対しての行政の対応というものはあるのでしょうか、伺います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは、再質問について回答いたします。

現在、旭市では乳幼児の紙おむつ給付事業や子ども医療費助成制度、出産祝い金の給付、また先ほど申し上げました赤ちゃん全戸訪問事業など、幅広く子育て支援事業に取り組んでおります。

なお、ご質問をいただきました多胎児を対象とした子育て支援事業につきましては、これまでの地域におけるニーズの状況から、現在は多胎児に特化した事業の実施はございません。以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） そうすると、一度に2人、双子ですね、それと三つ子とか生まれた場合の出産祝い金とかそういったのは3人分なんですか、1人分なんですか。その辺のところも聞きながら、今のところ、そういったものもないということですかね。

（発言する人あり）

○12番（伊藤 保） あります。1人、1回分ということですか。それとも……その辺をちょっとお聞きしたいんで、ちょっと予定にない質問ですけれども。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 出産祝い金につきましては、2子以降の祝い金給付となりますので、仮に1回目の出産で双子の場合、先に生まれたほうが第1子、後からのほうが第2子になります。その第2子については給付の対象になります。

仮に2回目の妊娠の場合は、同じように2子、3子というふうになりますので、おのおの給付金のほうは支給されます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 旭市の場合には、家族世帯が多いので、夫婦単独でということはないと思うんですよ、世帯でという、そんなにはないと思われそうですけれども、先進地ではこういった行政支援が行われていることというのはどのぐらいあるのか伺います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは、先進地でのどのような支援事業を行っているのかということについて回答いたします。

全国や県内市町村で実施されている多胎児の子育て事業の状況でございますが、平成30年度に厚生労働省が実施した研究事業の中で紹介されている事業として、まず滋賀県大津市では、多胎児のいる家庭に対し、誕生から3歳の前日まで無料で120時間、家事や育児、健診など外出をサポートする多胎児家庭向けのホームヘルパー派遣事業を実施しています。

また、兵庫県宝塚市では、多胎育児先輩ママが、乳幼児健診で人手が足りない多胎児の保護者や健診受診のお手伝いをする多胎児ファミリー・健診サポート事業を実施しております。

また、東京都荒川区や佐賀県では、年間の限度額を2万円とした多胎児家庭のタクシー利用料の補助を目的に多胎児家庭向けタクシー券補助事業を実施しております。

そして、孤立予防、仲間づくりなどの子育てにおける精神面を支援する事業として行っているところもございます。

千葉県内の状況を申しますと、多胎児家庭に限った支援だけではなく、千葉市が実施しているエンゼルヘルパー派遣事業のように、多胎での出産1年以内で、そのお子さんを養育している方に加え、妊娠中または出産後5か月までで、昼間家事や育児の手伝いをしてくれる人がいない方を対象に、市と契約を結んだ事業者からヘルパーを派遣し、身の回りの世話や乳児の育児の援助をする事業を行っております。

同じような方を対象として、市川市や市原市も出産前後の家事サポート事業として実施しております。

近隣市町村では、横芝光町が妊婦及び満1歳未満の乳児——多胎児の場合は1歳6か月未満児まで対象としております、の養育者を対象に、ヘルパー派遣事業を実施しております。

また、印西市では、多胎のお母さん等を対象とした「ふたごの会」という孤立予防、仲間づくり等の交流の場を提供しております。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） やはり母親に対しての負担が非常に多いと思われまして。ですので、件数は少ないですけれども、旭市は4か月後に訪問だけということですよ。そうすると、やはり3歳ぐらいまでは人手がすごく要ると思われまして。

私も何件か過去に多胎児を育てる親を見ておりましたけれども、非常にヒステリックになったりする場面がありますので、そういう場合にはやはりホームヘルパーとかそういったものを派遣したほうがいいのではないかなというふうに思いますけれども、その辺のところはどうなんでしょうか、考えはありますでしょうか。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員、2項目めの環境についての住宅地の空き地についてに移ってください。4回終わった。

○12番（伊藤 保） 4回やった、すみません。

じゃ、ちょっと間違えましたね。そういうことで、ちょっと考えていただきたいなと思います。

次に、空き地に関してですけれども、この苦情に対して草刈りなどを実行された件数というのはどのぐらいか、掌握しておりますでしょうか。伺います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、草刈りなどの実行された件数についてお答えいたします。

草刈りなどを実行された件数については把握しておりませんが、全体のおおむね7割くらいは実施していただけているのかと思います。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 把握はしていないということですが、はがきを出す以上、1か月に1回ぐらいは状況を把握したほうがいいのではないかなというふうに思います。さらにやっていなかったら、またはがきを出すわけでしょうから、指導するわけでしょうから、そういう面ではやはり確認をしたほうがいいのかな、このように思います。

他の市町村で空き家条例として一つにくくって厳しくしているところもあります。ほかの市町村ではどのようにしているのか伺います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、空き家と空き地条例のほか、他の市町村の状況についてお答えいたします。

空き地の雑草対策について、空き地の雑草だけを抜き出して適正に管理することを定めた条例や、旭市環境美化推進に関する条例のように環境美化の条例に含めて土地の所有者及び管理者が適正な管理をすることを定めた条例があります。

近隣の状況では、環境美化の条例に含めて空き地の管理を定めた条例が多い状況です。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） これを問題にしたのは、実はひとり暮らしの高齢者の方がいたんですけれども、要望がございました。冬や春先に隣に燃えやすい枯草などが生い茂っている環境では、近所の方々が大変不安だと、こういうふうに言っていたんですね。私もそういうふう
に思います。

市は、今後の対策を講じる必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、これからもう少し条例の中で、よそでは市が代行執行しているという部分もあります。そういったものも考えていったらどうかなと思います。当然費用は持ち主の責任になると思いますけれども、そういったものも踏まえて今後のことを伺います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、市の今後の対応についてお答えいたします。

ただいま代行執行というお話もございましたが、空き地の管理の要望については、あくまで個人の所有地に係ることですので、通知を出してもすぐに対応していただけない場合があります。今後も所有者、また管理者の方に早急な対応をしていただけるよう、市としましては根気強く管理、指導をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） よろしくお願いをいたします。

次に、2点目に前回6月に質問しましたが、取り組んでいる市町村の戸別収集の条件、どのような条件があるか伺います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、県内の戸別収集の条件についてお答えいたします。

千葉県内の9市では、介護保険法の認定等、それぞれ基準がありますが、香取市の対象者については、1として、介護保険法の規定により要介護または要支援と認定されており、65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上で構成されている世帯の人。

2として、次のアからウのいずれかに該当し、ひとり暮らし、または該当者のみで構成されている世帯の人、アとしまして、身体障害者手帳1級または2級、イとしまして、療育手帳丸AまたはA、ウとしまして、精神障害者保健福祉手帳1級。

3として、その他市長が必要と認める人となっております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 全国でも結構戸別収集ということを行っております。このことを見ると、さまざまな条件を課しています。ですので、全域というわけではございませんけれども、そうしたことを考えていただきたいと思っておりますけれども、ほかに全国の先進地の戸別収集に対しての条件というのは、変わったものというものはあるのでしょうか。市町村の数と特化したものがあればお答え願いたいと思っております。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、全国の先進地の戸別収集の数と特化した条件についてお答えいたします。

全国で高齢者の戸別収集を実施している市町村の数についてですが、国立研究開発法人国立環境研究所が平成27年度に全国の自治体を対象に、高齢者に対するごみ出し支援の取り組み状況についてアンケート調査を実施いたしました。この調査によると、ごみ出し支援制度がある自治体は、回答数の約2割との結果が出ております。

なお、このごみ出し支援制度の対象者に障害者世帯も対象としている自治体は93.4%でした。

また、特化した条件としては、収集時の際に声かけによる安否確認をしているものや、年齢の要件で80歳以上の世帯に特例要件を設けている自治体もございました。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 前回、戸別収集、高齢者の方々のところを回るとなるとかなりの予算が必要であるというふうなお答えをいただきましたので、今回、こういうふうな条件を課した中で行ってはどうかなということで今回質問しました。

今後、ますます高齢者が増える中で、迅速な対応策を講じなければなりません。私もついこの間、グリーン介護支援保険証というのが来ましてがっかりしましたけれども、それだけどんどん年をとっていきます。

そうした中で、やはり精神的な方もおりますでしょうし、ひとり支援の方もおります。ぜひこのことを考えて、早目に対応をしていただきたいと思っておりますけれども、今後の市の計画というのは持っておられるのでしょうか、伺います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の4回目質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今のところ、高齢者のごみ収集について、具体的な計画は立てておりませんが、全国的に国のほうもそういった高齢者のごみ出しについて何か施策をしなければというふうな状況もあります。

そしてまた、旭市にとってもきれいな旭市でいたい、環境整備、そういったものも十分に整えていかなければならないというふうな思いもありますし、何よりも高齢化時代、障害を持つ方々、行動半径も狭いということの中できちっとした障害者、条件をある程度吟味しながら、検討しながら、そういった方向に向かって計画を進めていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 前向きな検討をいただいたわけですが、ぜひ早目に検討いただきたいと思います。

最後の質問に入ります。

3項目めの消防についての誤報についてですけれども、火災の119番通報があればすぐに出勤しなくてはならないわけですが、どのようにして分団に、直接県から行くのか、それとも消防署を一回経由して行くのか。消防団の方々、毎回毎回出勤するわけですが、大変なご苦労をされていると思いますけれども、そういう連絡体制を伺います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、ご回答いたします。

119番通報後直ちに出勤、消防団への連絡方法ということで、その連絡体制ということでお答えしたいと思います。

まず、消防本部では、ちば消防共同指令センターからの火災出勤指令確認後、旭市防災行政無線を使用しまして、火災の情報、これには主に建物火災や車両火災、林野火災などがございますが、市内全域に放送しております。この放送によりまして、地域ごとに事前に指定されました消防団が出勤する連絡体制となっております。

また、並行しまして、消防団員の皆さんには、火災出勤指令と同時にちば消防共同指令センターから配信される災害案内メールを登録していただいておりますので、火災出勤指令と同時に火災の情報が確認できる連絡体制となっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 消防団の方々が誤報でも出動して、夜中でも出かけるわけですが、そういった面では、火災でなかったということではほっとするかもしれませんが、やはり出動するということは大変な労力がありますので、そういった意味ではなるべく誤報というのはなくしていかなくちゃならないと思います。これどういうふうにするか難しいと思いますので、私の一般質問はこれで終わります。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（向後悦世） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（15番 伊藤房代 登壇）

○15番（伊藤房代） 議席番号15番、伊藤房代です。

令和元年9月11日、第3回旭市定例会におきまして一般質問の機会をいただき、まことにありがとうございます。今回私は3点の質問をさせていただきます。

1点目、急発進防止装置について、2点目、国政・地方選挙について、3点目、防災について質問いたします。

まず1点目、急発進防止装置について。

（1）急発進防止装置（踏み間違い加速抑制システム）の取り付け装置の設置について質問いたします。

東京都では、70歳以上の運転する車に急発進防止装置をつけるための費用を9割を補助して、高齢者の安全運転を応援するシステムを推進しています。アクセルとブレーキの踏み間違いの防止のために実施しています。それに対しての事故が減少していると聞いています。

旭市としても、車は必要な地域です。年齢にかかわらず、急発進防止装置を取り付けることが大事だと考えます。我が地域でもその装置は必要ではないでしょうか。その取り付け装置に対して補助金を考えてはどうでしょうか。9割の補助はできないか、質問いたします。

2点目、国政・地方選挙について。

（1）今回の参議院選の投票率について質問いたします。

今回の旭市の投票率が39.6%で、千葉県で最低の投票率だったとのこと。反省点とし

では、旭市の投票所が36か所だったのが、今回の参議院選では19か所でした。もともと36か所だったのが19か所に減ったのが原因ではないでしょうか。

これからもとの投票所数に戻すことが大事ではないでしょうか。高齢者の方が増えることと、投票所に行くのが大変になり、棄権しているのではないのでしょうか。

そして、1人でも投票所に行けるように投票所の数をふやすことはできないのでしょうか。

もう一つは、移動投票所を造り、例えば移動投票所バスを運行させることはできないのでしょうか。

3点目、防災について。

(1) 災害時用の液体ミルクの導入について質問いたします。

前回は質問しましたが、今春から、液体ミルクの販売が始まったと聞いています。災害時に液体ミルクの導入ができないか、質問いたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 私からは、1番目、急発進防止装置について、急発進防止装置の設置についてお答えいたします。

急発進防止装置の設置に対する補助についてですが、確かにこの装置を設置することは、高齢運転者によるアクセルとブレーキのペダル踏み間違い事故の防止に効果的だと言われております。

東京都では、設置費用の9割を補助するとの報道がされておりました。また、隣の茨城県では、常陸太田市で設置費用の半分を補助するとのことでした。

千葉県では、県及び県内自治体でこの補助制度を実施しているところはまだございません。

国では、安全運転支援機能を有する自動車を前提として、高齢者が運転できる免許制度の創設や、アクセルとブレーキの踏み間違いなどを防止する装置等の性能認定制度を設ける方針と聞いております。

旭市では、車のない生活は難しいと思います。そのような中、こうした国や県の動向を踏まえ、他自治体の情報を収集し、どうしたら高齢者による交通事故が減らせるのか、この急発進防止装置の設置補助を含め、さまざまな取り組みを研究してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、大きな2番の国政・地方選挙と大きな3番の防災についてお答えをいたします。

まず初めに、大きな2番、国政・地方選挙についてで、今回の参議院選の投票率ということでのご質問でございます。

その中でまず、投票所をもとに戻せないかというようなことがございました。

旭市の投票所につきましては、前回、平成28年の参議院議員選挙から再編を行いまして、以来、小学校の体育館を基本に公共施設19か所で実行しているところでございます。

再編に当たっては、各投票区の有権者数や投票所の規模などのバランスを考慮しつつ、施設の老朽化、あるいはバリアフリーへの対応、駐車場の確保など、投票環境の改善を図るべく実施したもので、議会を初め、各区での説明会を経て統廃合を行った経緯がございます。

投票区再編から3年を経過する中で、この間に実施いたしました投票率を見てみますと、千葉県知事選挙で32.26%、旭市長選挙で40.65%、衆議院議員選挙46.01%、旭市議会議員選挙50.77%、千葉県議会議員選挙43.52%となっており、選挙によって投票率は大きく異なっております。

投票区の再編を行ったことにより投票所が遠くなったというご意見があることは承知しておりますし、そのことが投票率に微妙に影響しているのかもしれませんが、投票率につきましてはその時々世論の盛り上がりですとか社会情勢、その選挙に対する有権者の関心度に大きくかかわっているところであると考えているところでございます。

したがいまして、投票区の再編につきましては、投票所の設備面や場所の分かりやすさ等に配慮したものでありますので、今後も19の投票区の中で市民への啓発活動をしっかりと行っていくことが重要であると考えているところでございますので、ご理解を賜ればと思います。

もう一つ、投票所が遠い有権者、あるいは高齢者のために移動投票所のバスの運行というようなご質問がございました。

投票所が離れた有権者に対する移動投票所等の取り組みにつきましては、全国的に見ますと、山間部を抱える自治体においてそのような便宜供与を図っているという事例はあるようでございますが、県内ではまだそういった実施はございません。

旭市におきましては、自家用車等での来場者がほとんどでありまして、そのための駐車場が確保できる学校等の公共的施設へ投票所を配置していることから、現在、送迎等は考えていないところでございます。

市では、投票日当日に投票できない方のために期日前投票所を開設しております。本庁舎においては、告示の翌日から、あるいは各支所においても投票日の6日前から、いずれも午前8時30分から午後8時まで開設しておりますので、そちらをご利用いただきたいということもお願いする次第でございます。

次に、大きな3番、防災についてで、液体ミルクの購入について回答申し上げます。

前回6月議会でもお答えしたと重複するかもしれませんが、旭市におきましては、災害時の備蓄品としまして、昨年度から粉ミルクを備蓄し始めたところでございまして、まだ液体ミルクは備蓄しておりません。

液体ミルクでなくて粉ミルクを備蓄している理由としましては、液体ミルクに比べて保存期間が長いこと、価格面においても安価なことが主な理由でございます。

液体ミルクは、保存期間が製造後半年から1年と短いことなど、現時点では課題があることを認識しておりますので、引き続き液体ミルクに関する動向を注視してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、再質問させていただきます。

1点目の（1）の急発進防止装置（踏み間違い加速抑制システム）取り付け装置の設置について質問をさせていただきます。

現在、かなりの方から、運転するとき高齢者の方のみならず、若い方でも、ぜひ急発進防止装置を取りつけないとの声が寄せられています。取りつけておけば安全・安心だということです。

これからますます高齢化社会になってきます。旭市としても、ぜひ9割の補助を考えてはと思いますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど課長からお話がありましたように、高齢化時代になって、そういったものをつければ安全だということもあります。

現在、自動車販売会社によっても、かなりそういった面での装備をつけて販売するというふうな状況でありますので、もうしばらく状況を見ながら、全部にそういった装置をつけてくれれば自治体で補助をすることも必要ないわけでありまして、もうしばらく状況を見な

がら判断をしたいと、そのように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひお願いしたいと思います。

全員が新しいそういう車に乗れるという場合もないと思いますので、とりあえず4万円、5万円の中につけられると思いますので、ぜひその辺は、まだ千葉県でどこにもないということではありますが、今あつという間によその市町村もつける場合もあるかなと思いますので、ぜひ早急に考えていただければと思います。

それでは、次に入らせていただきます。2点目の国政・地方選挙についての再質問をさせていただきます。

今回の参議院選挙で投票所に投票に行ったときに候補者の一覧の字が小さ過ぎてよく見えなかったとの声が寄せられました。改善はできないのか、質問いたします。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

立候補者の氏名の掲示が小さかったということでございます。

比例代表のほうの選挙というふうに思っておりますが、立候補者数がかなり人数が多うございまして、文字を大きくいたしますと面積も相当なものになってしまうことから、あのような形態になっているところでございまして、旭市が独自に掲示したわけではなくて、県の選管から送られてきたものをどこでも一律という形で掲示したものですので、旭市独自でなかなかしがたい部分はあるんですけれども、機会がありましたら、県の選管のほうにもこんな声があるということは伝えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひお願いしたいと思います。

再々質問させていただきます。国政・地方選挙について、今後投票率を上げるために、日ごろから周知徹底を心がけていただきたいと思いますと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

なかなか投票率を上げるための手段とってこれだというものが思い浮かばないのが実態

でございますが、啓発活動を地道にやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） よろしく願いいたします。

最後に、投票所の数を19か所からもとの36か所に戻すとともに、移動投票所バスの運行を要望して、次の質問に移らせていただきます。

3点目、防災について再質問させていただきます。

現在、福井県大野市は7月から、地震などの自然災害に備えて、乳幼児用液体ミルクの備蓄を開始したとあります。市が導入したのは、1本240ミリリットル入りのスチール缶タイプ、密封性、耐久性が高く、約400本を市保健センターなどに備蓄している。乳幼児用液体ミルクは、常温保存が可能、粉ミルクのように約70度のお湯で溶かし、ひと肌まで冷ます必要がないため、水道、電気、ガスがとまった災害時でもすぐ使用できる。賞味期限は1年間と短いですが、期限が迫ったミルクは育児訪問などの際、子育て世帯に配るとありました。

旭市でもぜひ災害時用の液体ミルクの導入ができないか、再度質問いたします。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 6月にも同じ質問をいただきまして、今春から液体ミルクが販売されたというふうなことでありまして、その当時はまだどういうものか、保存が本当に大丈夫なのかという心配もありましたので、そういった部分で保留というような形でありましたけれども、ほかの地域でのそういった前例もありますので、旭市としましても、粉ミルクとともに一部を備蓄用として取り入れていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

また今後、防災訓練で来場者に液体ミルクの有効性を周知するとともに、各保育所などにも配備してはと考えます。いかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 災害時の備蓄については、市長がもう配備するということでありましたけれども、保育所のほうにつきましては、父兄のほうのいろいろな意見等もありますの

で、今しばらく検討させていただければと思います。

以上です。

○15番（伊藤房代） どうもありがとうございました。以上で、質問を終わります。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（向後悦世） これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時31分